

中島觀瑤著

圓光
大師
御傳記
統教

森江本店發兌

特 18
9

中島觀瑋著

圓光
大師
御傳記
統教

森江本店發兌

明治
44. 6. 28
内交

序

凡そ人の行爲は、その職業に依り、千差萬別なるものなれども、身口意三業の外に出でざるべし、而してその三業に、徒勞多くして有益の事甚だ稀なり、その謂は、各自の三業に徴し見るごき、最も徒勞多きは意業にて、口業之に次ぎ、身業は比較的、徒勞少きが如し、されど常には離苦得樂を、目的ご爲しながら、苦因の貪欲を敢て行ひ、樂因の善欲に進む能はざるが如きは、顛倒の行爲にて、無益ごいふより寧ろ有害の行爲ごいふを、適當ご爲すべきなり、此の迷倒を憫み、救済し給ふものは、即ち佛祖の教訓なり。

然るにその教を布んごする方法も、亦多かるべけれど、口音に陳唱して示す、之を説教ごいふ、此の説教なるものに、一定道場の説教ご、所在道場の説教ごあり、何れにしても人を集合して、能所相對

するの機会を得ざれば、爲し得る所にあらず、是れ家居の必要ある人々は、その身は敢て繁忙にあらざるも、教筵に列する能はざるが爲めに、教味を享受すること能はざるもの、決して少きにあらざるべし、されば是れ等の人々の爲めに、今より七百年の古へに在りて、丹誠を垂れ給ひたる我浄土宗祖圓光大師の芳躅の要點を知らしめ、その遠忌の報恩に擬する爲めに、圓光大師御傳記説教と題し、左の目次に依て之を縷述す、敢て大方に望みあるにあらず、家居して教筵に臨み難く、尙意業口業に、徒勞の多き人々の座右に供せんことを欲するのみ。

明治四十四年初夏

中島觀誘識

圓光大師御傳記説教目次

第一	誕生奇瑞	第十一	武人得益
第二	幼名勢至	第十二	衆徒企訟
第三	孝養父母	第十三	門弟死刑
第四	登山出家	第十四	左遷南海
第五	修學入藏	第十五	道俗悲歎
第六	歴問諸師	第十六	船路化導
第七	開宗弘法	第十七	禪閣遺言
第八	大原問答	第十八	勝尾在住
第九	寫經先達	第十九	歸住大谷
第十	權門歸仰	第二十	歿後遺法

圓光大師御傳記說教

中島觀琇著

第一 誕生奇瑞

梵網經ぼんまうきやうに曰いはく「菩薩ぼさつは、應まさに佛性ぶつせうの慈悲心じひしん、孝順心かうじゆんしんを起おこすべし云々」
凡おほまそ世よに何なにが詰つまらぬといふたごて、自分じぶんに持もつて居をる資格しきかくを、發揮はつぱいす
ることが出来できぬで、寶たからの持もち腐くされ、仕して居をるといふくらゐ、腑甲斐ふがひ
のない、詰つまらぬことはあるまい、然しかるに一切衆生いっさいしゆじやうには、みな佛性ぶつせうと
いふて、佛ほとけに成なる性質せいしつを具そなひて居をる、それにも拘からず、佛ほとけの反對はんたいな
る迷まよひの衆生しゆじやうと成なつて、魔誤まご々々して、而しかも三界六道さんがいりくだうの間あひだに流轉りうてんし
て、人間仲間にんげんなかまぐらゐは、愚おろかなこと、或あるひは餓鬼がきと成なり、畜生ちくじやうと成なり、

時として地獄の底まで、墮落に墮落を重ねることは、何たる迷ひ様
 といふて可からう、されば既に佛性を具したるものなれば、何にか
 之を磨き顯し、佛果に到達する工夫を、せずには居られまい。
 然るに同じ佛性を、具したる衆生の中に、六凡四聖といふて、十界
 に分つてあるが、その中に六凡とは、六道衆生の事て在つて、みな
 迷ひの仲間である、その迷ひの中に、自ら薄き者、厚き者在つ
 て、その迷ひの厚きものを、三惡道、或は四惡趣(修羅餓鬼)といひ、
 稍その迷ひの薄きものを、人間天上といふ、而して四聖とは、聲聞、
 緣覺、菩薩、佛果である、之を聖と名くる所以は、本の凡夫に跡戻り
 せぬからである、されば凡夫とは、自己の實たる佛性を忘れて、之
 を用達てる方法を知らずに、始終跡戻りをして、要らぬ苦みを、自

ら敢て爲して居る仲間である、之に反して聖者といふ仲間になれば、
 自ら善惡苦樂の干係を明にして、その方法を誤らぬ所のものである、
 去りながら聲聞と緣覺の如きは、自調自度といふて、自己の出離の
 みを求めて、未だ最終の目的たる佛果といふものを、知らぬのであ
 る、獨り菩薩のみは、佛性を具したるも必ず佛果に到るべきことを
 信じて行ふものである、そこで菩薩と佛果とは因果の干係で在つて、
 佛の修行中を菩薩といひ、菩薩の修行の出来上つたのが、佛といふ
 ものである、而してその菩薩が、佛に成るのは畢竟なりの爲めそこ
 いふたら、衆生濟度の爲めである、それ故に、菩薩の修行の一番最
 初は、四弘誓願といふ願懸けである、その四弘誓願の第一は 衆生
 無邊誓願度」と誓ふのである、その無邊の衆生を濟度しやうといふ

には、自己の煩惱を、其儘にして置たのでは法が立たぬ、それ故に第二には「煩惱無邊誓願斷」と誓ふのである、さてその煩惱を斷ずるには法門の力に憑らねば成らぬことゝて第三には「法門無盡誓願知」と誓ふのである、斯く法門の力に依りて煩惱を斷じても、佛果に至らざれば、自由に衆生濟度を、仕遂げるここが出来ぬ、それ故に第四に至つて「無上菩提誓願證」と誓ふのである、されば菩薩が佛に成らうといふのは、畢竟衆生濟度の爲めである、その自利々他、圓滿といふところが、此の宇宙間に生息するものゝ、最終目的であるに相違ない、若しその考へが、此處に至れないのは、尙だ迷ひの仲間（まよひの仲間）に居る證據である、既に利他度生、即ち衆生濟度を以て、目的とすることの出来る人で在つたなら、最早菩薩の仲間である、されどそ

の菩薩にも、亦段々の程度が在つて、普通は五十二位の階級といふ、その中に初の十段、之を十信といふ、之を仕上る間が一萬劫の時間を要すといふ、されど十信は尙だ退位で在つて、信根軟弱にして跡戻りの憂がある、それが初住發心住に至りて、始めて信不退である、それより十住、十行、十回向、この三十段を、三賢の位と名ける、それより、初地に進んで十地に達す之を十聖位と名けそれより一歩進めて、等覺補處の菩薩と成る、是れで五十一段に成る、此處でその根本無明を、斷絶して妙覺果滿の如來と成る、此に至つて固有の佛性を、圓滿に發達させたものといふことがいへる、されば凡夫が、菩薩に成るは、轉迷開悟の時に成るのであるから、存外に容易であるが、菩薩が佛に成り遂げるといふことは、却々以て容易な

ところでない、けれごも菩薩は、衆生濟度が、その目的である、
 然るに我宗祖圓光大師が、此の日本國に、御出現に成つたは、畢竟
 なんの爲めぞ、是れ亦衆生濟度の爲めである、それはその道理、彼
 の極樂淨土 阿彌陀佛、補處の大薩埵たる大勢至の應現こしたなら
 ば、假りに父母の精血に依り、肉身を受けたるにもせよ、その精神
 は、彌陀の大悲を補佐する大智の勢至菩薩なれば、開宗以後の御利
 益は、暫く措き、最初降誕のその時より、何等か常人に異なる所も
 なけねば成らぬ道理である、啻に降誕の時のみならず、父母の心
 懸け、その他の事情、渾て因縁純熟の時を、待たねば成らぬ道理で
 ある、さればこそ大師の父母の御心懸け、實に子を持つ父母の模範
 と爲すべきであらう、それは何故といふに、

抑も圓光大師、法然上人の御父は、美作の國、久米の南條稻岡の庄
 の人にして、久米の押領使、漆の時國といひ、母公をば秦氏といふ、
 初め夫婦の間に、子なきことを歎き給ひて、萬望一子を得んこて、
 常に神佛にも祈り給へたるに、別して同國岩間山本山寺に申すは、
 行基菩薩の開基にて、後には鑑眞和向も、錫を留め給へたる靈地に
 て、本尊には正觀音十一面觀音 二大靈像を、安置して最も靈驗あ
 らたる由、聞えければ、その觀音堂に、夫婦もろ共に、三七二十一
 日の間、參籠して祈り給ふに、その靈驗むなしからず、長承元年七
 月十四日の夜、秦氏の夢に、剃刀を呑むと見て懷妊の心地ありしこ
 いへければ、時國の言はるゝには、「汝が妊める所、定めて是れ男子
 にして、極めて尊き僧侶に成るべし」といはれたとある、是れ何の

見る所ありて、斯くはいはれたであらうか、蓋し此の判断を思ふに、
 剃刀は人の頭首を剃るものである、而して人の頭首は、若し國に例
 するときは主上である、既にその主上たる頭首を、剃るものを得た
 とすれば、即ち一朝の戒師と成るべきものである、是れ一朝の戒師
 は極めて尊き僧侶である、此の夢の動機が、後に最後の遺言の時、
 おのづから「復讎を爲すに及ばず、出家せよ」と仰せられたる所以
 であらう、渾て何事にも、因縁のあるものである。

凡そ何事にも特別の場合には、最初から特別の因縁があるものであ
 る、古來の歴史を案ずるに、偉人傑士を産む父母は、何等か特別の
 信仰を以て、その子の爲めに祈るものである、昔し支那の聖人孔
 子の父母は、尼丘山の神靈に祈りて、孔子を得たことがある、我國の補

正成の父母は、大和の國、志貴山の多聞天に祈りて、得たる子故に、
 幼名を「多聞丸」と名けたといふ、その他、近來の名僧知識の父母
 は、必ず何等かの信仰に依つて、之を得、而して又信仰に依つて養
 育せられたるものが多い、されば人の父母と成るもの、子を産むは
 決して慰み事でない、家の爲め國の爲め、最も厚き信仰を本として
 深く慎むべきことである。

それより秦氏は、その胎内に宿りたる子の爲めに、身にも心にも、
 深く慎みを加へ、假初にも慈悲を失ふ肉類と、心を狂はす酒類とを
 用ゐず、その他、嗅氣の多い五辛を斷ち、而も佛法僧の三寶に、深
 く歸依して信心を勵まれば、その御心ますますく柔和にして、身
 には聊の苦痛もなく、時日を経過し給ひしといふ、是れ全くその身

の爲めには善き行ひにて、胎内の子の爲めに此の上もなき教育にて、之を胎教といふ、此の胎教に就ては、周の文王の母、大任よく之を行ひたる爲め、文王の如き大聖を、産むことが出来たといふは、古來の教訓である、併し又大聖が宿りたる爲めに、その母の行ひを、善くしたといふ道理もあるだらう、それは何故といふに、佛在世に在つて、智慧第一の舍利弗尊者の母が、初め舍利弗を懐妊せざる以前に、懐妊したる後、非常にその知識を異にしたといふことがある、それはその母の兄と母とが、學問上の議論をするに、懐妊の後非常にその知識を増したので、兄が言ふには「汝が胎む所の者、必ず大智者ならん、今にして我勝つ能はず」といはれたるに、果してその胎内の子は、後に智慧第一の舍利弗と成られたといふ、されば

秦氏の信仰謹慎と、宗祖大師の大聖とが、相待つて、此の因縁を爲したであらう。

斯くして次第に、月日を経過して、その翌、長承二年四月七日、午の正中に至りて、御母秦氏は、何の悩むこともなくして、玉の如きの男子を、安産し給ふたのである、此の時に當りて、御父時國公の喜びは言ふまでもなく、一族擧つて悦べる折柄、不思議にも、その御館の内、家の西に當り、幹兩俣にして梢しげき、大なるの掠の木ありけるが、何處にもなく白幡二流とび來りて、その梢に懸り、而もその幡に附ける鈴は、錚々として天に響き、又その幡の文彩は、太陽に耀きて麗く、七日を経るの後、遂に何處にもなく、天に昇り去りぬといふ、實に不思議の事共である、之を見るもの聞くもの、

みな奇異の思ひを爲し、是れより彼の木を、兩幡の掠の木と名けらる、此の木は年を経て傾き倒れたれど、異香常に薫じ奇瑞たゆることなれば、人々之を崇めて寺を建つ、之を誕生寺といふ、現に今、岡山縣美作の國、津山行の流車にて行けば、誕生寺驛といふ停車場あり、此の停車場より、二三町にして、此の靈場に達するここが出来る、此の寺には、大師の尊影を安置して本尊と爲す、而もその尊像は、大師の御自作にして、熊谷入道蓮生が、持參して念佛道場と爲したといふ、殊にその掠の木を、拜することは尊きことである。

されど兩幡云々の瑞相に至りては、今日科學思想の吾々には、一應受け取り難い様なれども、異常と尋常とは、素より同様に見るべき

ものでない、聖人の降誕に、幡の瑞あることは、獨り大師にのみ始めたる譯でない、既に人皇十六代、應神天皇が、筑前の國、粕屋の郡、宇彌の宮にて御誕生の時は、八の幡、天より降る、故に後遂に八幡大神と崇む、是れみな聖人誕生の瑞相である、素より凡慮を以て怪むべきでない、勿論、應神天皇降誕の瑞は、八正道を以て、世を風靡するの前兆で在つたといふ、されば我大師、法然上人降誕の瑞相に、白幡二流、天降りたることは、想ふに、念佛白道の一行三昧を以て、自利と利他とを圓滿ならしむる前兆で在つたのであらう、故に勅修御傳には、「定めて深き心あるべし」と記されてある、さればその深き意とは、お互に末世墮落の衆生とはいへ、みな佛性を具したるものが、その寶を持ち腐れに仕て居ることが不愍さに、極樂

補處の大菩薩が、態々此の八苦の娑婆に、御出現遊ばす、時であるのだから、爲めに天地も感動すべきは、當然の道理である、況してその念佛門に依りて、救はるゝ吾々の身の上に取りては、此の御謂を聞くに就ても、彌々その御親切を、無にせぬ様に、心懸けねば相濟まぬことである。

第二 幼名勢至

無量壽經に「若人無善本、不得聞佛名、清淨有戒者、乃獲聞正法」ことある、渾て何事に依らず「物の成るや、成るの日に成るにあらずして、因て起るあり」ことは世間賢者の確言にして、世間も出世間も共に許す所である、今亦我宗祖圓光大師が、その當時に在つて、智慧

第一の法然房に、諸宗の學者にも譽め稱へられたといふのも、偶然に智慧第一の譽れを得る譯には行くまい、必ず因て起る所が在つたに相違ない、然るに人には生得といふことがある、此の生得といふことは、何處に起つたであらう、既に生得といへば、偶然に得たのである、既に偶然に得らるゝといへば、教育は無効かといふに、決して然うでない、家庭には家庭の教育あり、社會には社會の教育あり、學校教育あり、教育を受けたるものご、受けざるものご、比較するごきには、否といはれぬ事實が顯はれるのである、されば教育の有効は素より言ふまでもなきことである。

されど亦同等の教育を受けて、同等に發達が出るかといふに、決して同等の發達を、望むことは出来ぬ、所謂優等あり劣等あり、中に

は落第者に成るもある、一概にいへぬ、是れみな、その生得に異りがある故である、さればその生得の異りは、何に依つて出来たかといへば、實驗科學の上より言ふときには、父母又その父母たる祖先の遺傳より來るものといふより、外に道がない、此の遺傳といふことも、實際の事實に徴してあるに相違ない、けれども或る點以上は決して期待することが出来ぬ、例せば父母を同うして、同じ教育を受けたる兄弟にして、區々の人間が出来る、又或はその父母に、全然反對したる思想の者も出来る、此に於て教育學者は、之を間歇遺傳といふて、父母の遺傳を受けずして、祖父母の遺傳を受くるのであるといふ、是れ甚だ解し難い事で、傳は順に受けるの意味である、素より飛ばして送るの意味ではあるまい、されば間歇遺傳と

は、傳體繼承は素より相違なきも、その承くるもの、注意力に依りて、或る部分を暫く止めて、或る部分のみを、發達させたる結果に外ならぬのである。

されど亦その遺傳が、必ずしも期待することが出来ぬのである、それは何故といふに、頑愚なる膨叟の子に、帝舜の様な聖人が出来、又禹王の様な大聖人の子孫に、桀王の様な惡逆無道な者が出来る、されば遺傳といふことも、多數の上に幾分を見るまでのもので、到底全分を期待することは出来ぬ、此に於て現在に吾人の今の程度は、何に依つて成立したかといふごときに、偶然といへば、自らその原因を棄てたので在つて、それまでの話であるが、若し飽まで、その原因を推究するごときは、現在の境遇に、遺傳だけでは、何うしても

考ふることは出来ぬ、然るに此處に有り難いのは佛の教である、御佛の教に依るご、過去の業因といふことを、仰せられてある、過去の業因とは、前の世の爲業ご、その習慣ごである、是れが即ち根元で在つて、それへ父母や先祖の遺傳が加はつて、生得ご成る、その成得の上に、現在の境遇、即ち母の胎内を出て、以來の教育に依り、此の教育ご、遺傳ご過去の業因ごの、三を掛け合せた結果が、今日お互、各自の程度である、されば智慧第一の法然房も、決して偶然に成り立つたものではあるまい。

さて久米の押領使、漆の時國の家庭に於ては、今日までは夫婦の間に、子なき事を憂へて、神佛にも祈りを、懸ける程の事で在つたのだから、如何にも子なき事が、不足で在つたに相違ない、然るに小

兒誕生の後には、母の日立ちも克く、その子の身體も健康に、育ちしことなれば、時國夫婦の悦びは、言ふまでもなく、その館の賑ひ、親族の親み、一段の榮えを添へて、目出たく、是を以て、その「蝶よ花よ」ご愛せらるゝ小兒には、勢至丸ご申す名を命ぜられて、次第に成長に、おもむかるゝ有様は、誠に御家繁昌の瑞相ごも、見るべき有様に、實に仕合きはまる家庭で在つたのである、啻にそればかりでない、彼の勢至丸は、他の兒童の徒ら盛りご、いはるゝ頃より、その御性質は至つて賢くして、恰も成人の様で在つたといふ、而も亦動もすれば、常に西の壁に向ひ、合掌して坐する習癖が在つた、是れ全く唯人にあらぬ證據である、此の事は、昔天台大師が、御幼年の時、誰をしへる譯にあらずして、自然に西の壁に、向ひ居

る癖が在つたといへば、その御行狀の能く似合ひたるは、全く一世の修行でないこと、いふことが解る、されば勢至の名も、偶然にあらずして、大智勢至の再來たることが、自然に發揚せられて、思ひ内にあれば、色は自然に外に現はれるものであらう、既に時國の家庭は子なき處に、子を得たるさへ目出たきに、その上その子が利發にて、恰も成人の如くで在つたといふのであるから、此の子の行く先きを思へば、益々末も頼母しく感ぜられ、如何に嬉しき家庭で在つたかといふことは、思ひ浮べるこゝが出来、然るに世の中の事といふものは、所謂「満は損を招く」といふ古語の如く、又秋の空には、月かくす雲もあり、春の山には、花を散す嵐ありて、現に此の世界を娑婆といふ娑婆とは堪忍の意にて、何事も思ふ様に

はならぬ浮世にて、煖き春の花盛りの如き漆氏の家庭も、忽ち魔風の爲めに吹き荒され、あはれ悲惨なる有様を現はした、抑々その原因は、何れの所より吹き起したかといふに、是れ亦災の起る必ず起るの日にあらずして、因て起るあり、勿論、時國が過去の業因は、素より知るべからずといへども、その祖先、源の年は、藏人兼高を殺し、而も時國が、自己の系圖に誇る慢心とは、相待て此の禍は引起したのであらう。

そこで此の漆の時國の系圖を尋ねるに、その本は人皇五十四代、仁明天皇、第十七の皇子、源の光公、その子、式部の太郎源の年、京都御所、陽明門に於て、藏人兼高なる者を殺す、その咎に依つて、美作の國に配流せらる、此に於て源の年は、美作の國、久米の押領

使、神戸の大夫、漆の元國が、娘を妻として、盛行なる者を産む、此の時に當り、元國が家に、男子なき故に、盛行を養子と爲したる、故に、盛行は源の姓を改めて、漆の盛行と、名乗つたのである、その盛行の子が、重俊、重俊の子が國弘、國弘の子が時國である、故に時國は、仁明天皇より全く七代目の血統である、是れが爲めに、國人も今の漆氏は、最も皇室に血統近き皇族であるといふので、尊崇せらるゝ事とて、時國も亦聊かその血統を誇りこしたのである、然るに、稻岡庄の預り處、即ち地頭職は、その當時、明石源内武者定明と、いふ者が勤めて居つたのであるが、漆の時國は彼れを侮り彼れが指揮に従はざるより、定明は深く之を遺恨に思ひ種々に、思ひ煩たる、結果、何と考へても、時國を其儘にして置いたのでは、

定明の權力を、行ふことの成らぬものと思ひ定め「何卒かれを、人知れずに、無き者に仕て呉れん」と決心し、自己の一族郎等と密に謀り保延七年の春、三月十九日の夜、數多の郎等と共に時國が館の大手搦手に手を配り、夜中に切り入り、「敵の時國を唯一打」と思ひの外、時國の方にも、數多の一族郎等も、ある事とて、不意の夜打さはいへながら、みな何れも蹶起して之に應じ、防禦したることゝて、思ひ掛けなき夜中の大戦争で在つたのである。此の時勢至丸は僅に九歳の小兒にて、初の程は、驚て逃げ隠れたが、物の隙より戦の様子を見給ふに、敵の大將と思しき者、即ち源の定明は庭の中程に立つて、士率を指揮する、様子なれば勢至丸は「是れこそ敵の大將」と認め豫て平生に手慣れたる小弓を持ち來り

彼の定明の面部をねらうて之を射たるに、その箭は失たず、定明が眉間を射たるにぞ、流石剛氣の定明も、兩眼くらんで、倒るゝとき、自ら思ふに「最早失敗、假令今夜、時國を殺し遂げた所で、所詮この疵を隠し覆ふべからず、若し此の疵を隠し覆ふべからずとすれば、必せ此の事は露顯して、時國が親族より、復讐に遇ふは、定つたこと、早く此身を隠すに如かず」と思ひ定め、疾くも其場を引き揚げ、遂に跡を暗まし、何處へか出奔して了ふたのである、されば此の時の戦には、僅に九歳に成る勢至丸の一矢に依つて、さしもの剛敵を追ひ退けたといふことに成る。

是れより世人みな、此の勢至丸の膽勇を稱して、「小失兒の君」こそ申したごある、實に勢至丸は、唯智の一方でない、膽勇に於て亦斯

くの如く、而も又常に西の壁に向つて、合掌して坐するの行作が在つたといふ、實に「梅檀は二葉より香し」といふ、勢至丸の要素には、既に智仁勇の三徳を、具へさせられたる様子が見へる、而も此の三徳は、家庭の教育に依つて得たごするか、時國の家庭には、懐妊の前には、神佛に祈り、懐妊の後には、三寶に歸したごあるから、定めて信仰ある家庭なることは、言ふまでもなけれども、未だ小兒をして、その徳を發せしむることは出来まい、それは何故といふに、假令父母に、その徳は在つたにもせよ、普通九歳の小兒にては、到底發達の力がない、されば家庭の教育にのみ、得たごもいへまい、さりごと遺傳ごもいへまい、何故といふに、それ以前に、それ程の徳者を、認めることが出来ぬ、されば何うしても、過去の業因ご、

いふものに重きを置かねば成らぬ、既に過去の業因といふことに重きを置けば、勢至菩薩の再来と、いふことも亦信ぜらるゝのである、是れ物の成るや、成るの日に成るにあらずして、因て起る所が、なければ成らぬ、之に依つて之を見れば、吾々が此の度といふ此の度こそ念佛にて往生を遂げるといふことも、却々容易ならぬ深き御因縁のあることである、今阿彌陀如來の御本願を、聞て信じて稱へて往生を遂げるは、誠に單純な様であるが、その本に溯つて見ると、先づ善導元祖の御蔭、それより以前に考へれば、釋尊の説教、彌陀の本願が、その本を爲して居る、されば吾々が、今遇ひ難き本願に遇ひ、發し難き道心を發し得たることを、深く悦ばねば成らぬことである。

第三 孝養父母

梵網經に「孝順父母師僧三寶、孝順至道之法云々」と説せられ、その次に、菩薩に相應する行爲を教へては「應に佛性常住の慈悲孝順心を起すべし」この給ひてある、然るに佛に成るべき修行中を、菩薩ご名くるのであるから、その慈悲心と孝順心とは、佛に成るには最も大切な事である、その中に於ても孝順心を先導者とせねば成らぬ必要がある、それは何故といふに孝順心も慈悲心も、共に常住の佛性より、動き来る所のものであるから、其性質に異りはない、唯めうへに對するご、眼下に對するごの相違で、名を異にするまでである、さればその實體は、如何なるものかといふたら、一の親切

である、此の親切を眼上に仕向けるごときに、孝順心といはれ、之を
 眼下に仕向けるごときに於て、慈悲心と名けられるのである、而して
 慈悲心は自然的である、故に下等動物といへども、その一分は起し
 得る者である、之に反して孝順心の方は、不自然的で在つて、自ら
 勉めて起さねば、起し得らるゝものでない、されど此の不自然的の
 孝順心が發達すれば、その程度だけに、慈悲心の範圍を擴むるもの
 である、例せば妻子に對する愛は自然なれども、君父に對する忠孝
 は、教への奨勵を待たねば、行ふごこの出來ぬやうなものである、
 されば慈悲と孝順とは、同性質のものなれども、孝順心が先導と爲
 つて、發達するものであると、いふごことは明かである。
 加之この孝順を以て、至道の法と仰せられてある、至道とは至極の

道である、至極の道とは佛果に到達するの道である、さればその佛
 果に到達するにも、此の孝順が大切であるごこの仰せである、然るに
 その佛果に到達したる有様は、如何なる者かといふたなら、觀無量
 壽經に「佛心者大慈悲是」と仰せられて在つて、大慈大悲が佛の御
 心であるごこの趣である、その大慈大悲の心は、何に依つて養成する
 かといふたなら、孝順である故に「孝順とは至道の法なり」と仰せ
 られたに相違ない、然るにその孝道の初めは、先づ「父母に孝し、
 師僧三寶に孝順せよ」と仰せられたは、實に大慈悲、養成の方法で
 ある、さればこそ世間の教にも「孝は百行の本」といへ、又は「孝
 悌は、それ仁を爲すの本」ともいはれてある、是れ何の善を行ふに
 も先づ第一着に、父母に孝養の出來ぬ程の者は、行ふごことが出来る

このことであらう。

然るに吾大師、法然上人、幼名勢至丸は、九歳の御時、その御父、漆の時國公が、非常なる災難に遇せられ、彼の定明の夜襲の爲め、既に危く、辛ふしてその當座の死は、免れたれども、身には數多の重傷を負ひ、遂にその翌日、保延七年三月十九日、彌々命終に赴き給はんごするごき、最愛なる一子勢至丸を、その枕邊に呼び、「我今かの定明の爲めに深き疵を蒙り、死門に赴くごなれご、汝は更に會稽の耻を思ひて、彼れを恨むごなかれ、是れ偏に前世よりの宿業である、若し之を恨んで遺恨を結はご、その仇は世々にも、盡き難き事ごならん、それよりは汝疾く俗を逃れ、出家して我菩提を吊ひ自らの菩提をも求よ」と懇に遺言し給ひて後、端座合掌して西に

向ひ、佛を念じつゝ、命終せられたごある。

此の時、勢至丸は言ふも更なり、母秦氏を始め、一族擧つて悲めごも、最早如何ごも詮すべなければ、只その御遺言の旨に隨ふの外なく、殊に勢至丸の如きは、その御遺言を受けたる當事者ごして、その身は寸段に切らるゝ如き思ひを、爲したるごご、その後御成長の時に至らせられても、折に觸れては、その度毎に「父の遺言は耳の底にあり」又は「父の遺言は耳の底に在つて、忘れ難く」と屢々仰せられたる程であるのだから、その當時の悲みは、實に想ひ遣らるゝのである、殊に母秦氏は、尙だ三十前後の御身の上、二世ご頼む夫に、不慮の死に別れを爲すごご、實にその悲惨は、眼も當てられぬ有様で在つたに相違ない、是れ所謂、無常轉變の世の中にて、

その前々日までは、春の庭の如き温く、樂き家庭も、一朝忽ち夜襲の嵐に逢ひ、その花の幹は倒れて、跡には最早、憑る所もなき孤子寡婦が遺つて、悲みの聲を聞くばかりとは、成つたのである、されば今日の榮花を貪る人も、亦未來の用心といふことは、忽諸には成らぬことである。

されど亦今日、我日本國は言ふも更なり、諸外國に至るまで、淨土の法門、盛にして數多衆生の其御利益を、蒙るに至れる、その原因は何れの處より、その始めを起したかといふに、此の悲惨なる中に傳へられたる御遺言が、その源を爲して居る、それは何故といふに、若し此の時に當つて、父時國の遺言が、只今の如くでなく、「父母の仇には供に天を載かずこかふ、此の復讐を忘れて成らぬ」といはれ

たならば、如何に法然上人が、勢至菩薩の再來で在つても、孝道の爲めには、その仇を伐たねば成らぬ、若しさう成つては、普通の孝子といふまでにして、横には萬國、豎には末代までに、この大御利益を、遺すことは出来なかつたであらう、されば此の時の、父時國公の御遺言は、實に大慈悲の淵源末代の龜鑑である、加之此の世の禍は、偏に過去の業因と諦め「若し遺恨を結ば、その仇世々にも盡きず、遂に小微より起つて大惡と成る恐るべき」を諭し、將來に對して「我菩提を弔ひ、自らの解脱を求めよ」とは、實に死地に在つて、活地を開くものといふべきである。

さて又時國の館に夜襲して、時國に重傷を負はせ、勢至丸の一矢を被つて、出奔したる定明の行く末は、如何に成つたかといふに、是

れ亦實に不思議の因縁である、彼れはその罪惡の身に及ばんことを恐れて、逐電の後は、奥深き山家に隠れ居たるまゝに、次第に心靜まり、熟々已造の行爲を省るに、自らのその心得の違ひたることを悔え、當來の苦報を悲み、偏に念佛の行を怠らずして、遂に往生の望みを遂げたごある、そののみならず、その子孫は、みな法然上人の餘流をうけ、念佛門に歸依せられたごある、されば勢至丸は、實に只人でないごいふごころが解る、何故ごいふに、その射たる小弓の矢は、定明の發心ごなり、後世その子孫までが、みなその御利益を蒙るに至る、是れ全く御父の遺言を守り、敵を恨まざるが故であらう、是れその仇、世々にも盡きざる遺恨を翻して、永世の利益ご爲る、轉迷開悟の動機、全く此處にあり、吾々佛教徒たるもの、深く此處

に注意せねば成らぬ、されご迷ふもの、常ごして、思ひ此處に至れぬは、實に悲むべきごころである、されば定明ご我大師上人の關係を思ふに就ても、菩薩の善巧方便ごいふごころが、誠に有りがたく感ぜられるのである。

そこで勢至丸は、彌々出家ご決心の定りたるに就ては、當國に菩提寺ごいふ山寺あり、その寺の住職、觀覺得業ご申すは、母秦氏の弟にて勢至丸の爲めには、叔父に當る所の高僧なれば、此の人こそ幸にも師僧ご爲すべき人物、殊に父の遺言もあるごこなれば、先づ彼の菩提寺に入りて、僧侶ご成るべき教育を、受けるごころは成つた、然るに此の勢至丸は、學問の性は流るゝ水よりも速にして、實に一を聞くごきは十を知る、而も聞く所の事、みな克く憶持して、更

に忘れず、此に於て觀覺得業が、想ふには「此の童子の器量、いかにも只人にあらず、之を徒らに邊鄙の塵りに、混ぜんは惜むべきことなり」さて、次第にその準備を爲すにぞ、勢至丸も亦この趣を聞き、大に喜び「疾く都に上り、學業成就して、父の御遺言を完うしたしさて」夜に日を繼いで、勉強せられたこある。然に歲月は流ゝが如く、勢至丸既に十五歳に成りければ、觀覺は其出精を喜び、此童子を率えて、母秦氏の處に參り、事の由を語るに、母は亡夫の形見として、杖も柱も、只一人の愛子なれば、成べく程近き所に置きたき心のみなれば、容易に御承諾の語もなかりけるに、勢至丸は父に別れて以來は、只その遺言のみを、心頭に懸けたるここと、先づ母公を慰め諭していへけるは「今吾人うけ難

き人間の身を受け、逢難き佛教にあひ、既に眼の前の無常を見たる上からは、浮世の榮花は、最も厭ふべきこことである、殊に父上最後の御遺言は、常に耳の底に留りて、心の中に忘れられず、依ては疾く都に登り、豫ての本意を遂げたく、勿論母上御存命の間は、お側に附添ひ、朝晩の御給仕も、申上たき事なれど、有爲を厭ひ無爲に入るは、眞實の報恩ごも、申すこことなれば、一旦の御別れは、悲みの様なれごも、此の悲みを厭ふて、永の悲みを遺し給ふな」こ詞を盡して再三慰め申ければ、流石、母上もその道理に折れて、御承諾の詞は陳べ給へごも、尙恩愛の情の遣る方なさに、袖に餘る悲みの涙は、遂に勢至丸の縁の黒髪を潤すに至る、同伴の觀覺得業を始め、その座に居合す人々は、みな諸共に、涙を流しけるここと、母上は

「かたみこて、はかなき親の、こゝめてし、

このわかれさへ、またいかにせむ」

斯くまで別れを惜み給しかども、素よりその儘に成るべき事にあらねば、遂に比叡山、西塔、北谷、持寶房、源光が、許に遣すこと、定つたのである。

斯く母秦氏が、別れを惜み給ふも、後に思へば、實に悲哀きはまる事である、それは何故といふに、此の御別れは、大師御歳十五歳、久安三年春二月の事である、然るに御母秦氏の御命終は、同年十一月十二日ごある、さればその時の御別れが、最早この世の御別れて在つたのである、それ故に大師も、常に母上の御菩提を、心に懸けさせられ、母妙海の爲めに「こて名體不離の名號を認められては、

御回向に成らせられたごある、その名體不離の名號とは、佛の尊像を繪がき、その上に南無阿彌陀佛と認めその右の脇に「母妙海の爲め」又は「父時國、母妙海の爲め」と認めたものもある、此の御名號は、常に一定の佛像を印刷し置いて、それへ時々自ら認めては、御回向に成つたものご考へらる、此の御名號は、今日に在つても、所にて拜見する所のものである、されば大師が、孝養父母の爲めには、何の位に心を御盡しに、成つたものかといふことが解る、是れ孝順は全く至道の法にして、衆生濟度の大悲を行はんが爲めにも、先づ父母師僧三寶に、孝順せねば成らぬことである、殊に淨土門の流を汲むもの、彌陀の大悲を頼むと同時に、世間の孝養も、亦怠らぬ様に勤めたきことである。

第四 登山出家

觀無量壽經に「以惠慧光普照一切合離三塗得無上力」と説かせられてあるのは、即ち勢至菩薩の御徳を、述べられたる所の一段である、此の御經文の意味を考へて見ると、勢至菩薩は、極樂の教師、阿彌陀如來を補佐して、その智慧の方面を、司り給ふ所の補處の菩薩にましまして、智慧の方面に、御威光のあらせらるゝことは、當然のことである、そこで智慧光とは、勿論、智慧といふても、今日世人の思ふて居る所の智慧とは、聊その趣を異にして居るであらう、それは何故といふに、今日の世の人の智慧と稱ふる所のものは、何事を爲すにも、工夫が上手であるとか、又は頓智が好いとか、いふ

様なことで、畢竟、記憶力と、理解力に、富んで居る人に、名けた名目に成つて居る、勿論、理解力に富めば、見識といふものが、好くなるから、自然に道理にも適ふ所の量見が、發る譯ではあるが、私利私欲の意の上より、割り出したる見識は、如何に先見の明が、在つたことした所で、之を眞實智慧とは、名けられぬのである。然れば「眞實智慧とは、如何なるものに名くるか」といふに、假令その心の働きは鈍くて、記憶力も劣等である、又理解力にも、至つて乏しいといふ様な愚な人間で在つても、全く私利私欲を離れて、正心正意の上より、割り出したる量見であるならば、此の眞實智慧の仲間に、入れることが出来るのである、それは何故といふに、吾々の心と、宇宙の道理とは、その本は同一體のものである、それのみ

ならず、此の宇宙の現象たる森羅萬象は、みな道理の作用に依りて成り立つて居る、宇宙の道理を離れて、成立して居るものは一もない、若し宇宙の道理に背けば、それだけつつ破壊に赴くものである、その破壊の現象は悪道と現るゝのだから、宇宙の現象と顯はるゝ程のものは、多少道理に適ふ所が在つて、その形を現して居るのである、さればその道理に適ふ所の考へであれば、智慧の一分といふことは、いへるのである、けれども眞實智慧といふに至つては此の心が全分に、道理と一致するものでなければ成らぬ。

然るに今、勢至菩薩の智慧光とは、全く無漏の智慧である、その無漏といふことは、有漏に對するの言辭にて、有漏とは、私欲の含畜して居る心である、之に反して無漏とは、全く私欲の取り除けたる

心である、その私欲の取り除けたる清淨潔白の心より起る量見、之を眞實智慧と名ける、その智慧を以て、世界を照し見るので、之を智慧光と名けたのである、されば勢至菩薩は、此の智慧光を以て、如何なる處を照して、御覽に成るかといへば「普く一切を照す」こといふのであるから、世界中を、御照し爲さるゝものに相違ない、その世界中を、御照しに成るときに、若し三塗といふ様なものを見認たならば、その儘には、捨て、置けぬ、而してその三塗とは、地獄、餓鬼、畜生の、三惡道の事である。

然るにその三惡道といふことが、古來の説に依ると、大地の底とか鐵圍山の外であるとか、傳へられたることなれど、實際は決して、そればかりでない、既に觀經の中には此の世界の中に、地獄、餓鬼、

畜生、盈満して不善聚多し」と説せられてある、されば此の現世界の中にも、あることである、されど此の現世界の中にも、顯界に屬するものご、幽界に屬するものごの區別は、自然にあることである、それは現に吾々の一身の上にも、見るこここの出来ることである、罪惡でも、表に顯れたものご、内心に潜むものごの區別がある、されば吾々が一身の上にも、地獄、餓鬼、畜生の三塗は、盈満して居るに相違ない、然るに若し此の勢至菩薩の智慧光が、その三塗に行き當るごきは、必ず此の三塗を、離れさせる力を以て御出に成る、而もその力が、無上力といふのであるから、非常な力を以て、その三塗を撲滅するのである。

然るに我宗祖大師の御本地は、その勢至菩薩であるといふごは、

今に始めぬ話である、それ故にこそ、御幼年の時より世人は勿論、その師匠の觀覺得業にまで、「只人にあらず」と稱賛せられたのである、そこで勢至丸は、彌々上京の支度も整ひ、送りの僧に、觀覺得業より叡山、西塔、北谷、持寶房源光に、宛たる書狀を添へられ、今まで住み馴れたる戀しき母のまします故郷を、跡に見て、人皇は七十六代、近衛天皇の御宇、久安三年の春、二月十三日、遂に都路に上り、鳥羽の造り路といふ處に、通り懸りしごき、向ふより大勢の御行列、而も田舎に見慣れぬ、飾り嚴かなる牛車に召させられ、その牛車は即ち御所車と稱し、天皇陛下の御召し遊ばす御車なれごも、攝政關白の位にある人のみ、聽されて召す所の御車である、その御車の召されたる方の御通行の事にて、諸人みな下座する事なれ

ば、勢至丸も馬より降りて、送りの僧と共に、路の傍邊に扣へ居たりしに、その御車の内より、御聲を懸けられ、暫く御車を止めさせられ、「そこにある少年は、いつくの人ぞ」と御尋ねありければ、御伴の面々も、みな一同に驚きたることなるが、御直の御尋ね故に、斯く勢至丸に傳へられける程に、勢至丸は一禮を爲すとき、送りの僧は、勢至丸の後に控へて、「美作の國、久米の押領使、漆の時國といふ者の一子、勢至丸と申者、この度父の遺言に依り、佛道修行の爲めに、叡山に登るもの」と具に事の由を申立つるに、御車の中にて、攝政忠通公は、懇懃丁寧に、御禮儀ありて、通り過ぎさせ給ふ、之に依つて供奉の人々は、之を見て存外の思ひを爲し、御殿に御還りの後「彼れは如何なるものぞ」と御伺ひを申上げるに、公の

仰せに今日の路次に逢ふ所の小童は、眼に光りを放つ、如何にも只ものにあらざるを思ひ、禮を爲したる次第である」とこの御答で、在つたといふことである。

さて此の攝政忠通公と申す御方は、中臣の鎌足公より十五代の嫡孫で在つて、大政大臣攝政忠實の嫡男にして、同く攝政、關白と成らせられ、後には法性寺の別荘にて、出家剃髮を爲され、法名を圓觀と、名乗らせられたる爲めに、百人首には「法性寺入道、前の關白大政大臣」と出て居るので、昔から名前の長い親玉に、數へられて居る、併しそれ等の事は、何れにしても、此の忠通公には、多くの御子様が生つて、都合十二人、その中に御三方は、女子、その他はみな男子である、その中で關白に成らせられた方が御二人、それは

松殿の基房公と月輪の兼實公とである、それから僧侶に成られた方が御三方ある、それは恵心といふ方と、奈良の一條院の僧正に成られた圓信といふ方と、粟田の青蓮院の門跡と、成られた道快僧正、即ち慈鎮和尚である、此の中に於て、後に元祖大師の御弟子に成られた方は、月の輪の兼實公と、慈鎮和尚である、此の御兩人が、又實に歴史上の名士で在つて、大師の弘め給ふ法門に、歸依し給ふことも、亦實に無二の信者で在つたのである、されば勢至丸が、上京の始めに、偶然にも、その御父君、忠通公の御眼に留つて、只人にあらざるを思ひ、禮を爲したり」この事は、實に因縁とはいへ、不思議なことである。

それより勢至丸は、彌々京都に着きたることなれば、宿を取りて旅の疲れを憩へ、先づ觀覺得業の書狀を、叡山西塔の持寶房に、使にて、送りたるに、持寶房源光は、直に取りて、觀覺の書狀を披き見るに、文中に「進上文珠の像一體」といふことが書てある、故にその使者に對して、「文珠の像を持參したか」と尋ねたるに、使者は「さる者候はず、只小童のみ上京せる由を申ければ、源光は疾くも、その小童の聰明なることを知り、早速その小童、即ち勢至丸を、迎へに遣したるに、その迎への者を送りの僧とは、勢至丸を、伴ひ同十五日には、早朝京都の宿を立ち出て、比叡の山に登るに獨木の懸け橋あやうく山谷處々の花めづらしく、いそぐとして持寶房に到り、源光阿闍梨に對面したるに、源光阿闍梨も、豫て待ち設けたることにて、種々の尋ねは暫く措き、先づ試に天台宗に取りて最も必要な

る書籍にして、四教義を申すものを、授け與へて讀ましむるに、勢至丸は之を押し戴き、讀むと同時に、處々に籤をさすを申して、今日の不審紙の如きものを着けて置いて、その疑ふ所を、源光阿闍梨に、問ひ糺すに、源光が思ふには「その疑ふ所、みな昔より天台宗にて、難關とする所の問題のみなれば、是れ只人にあらず、實に觀覺よりの書狀にも、進上文珠の像といはれたも、此の謂であらう」と今更に驚きければ、之を見聞く人々も、亦驚嘆したる故に、此の勢至丸の器量を、譽めぬ者は無かつたのである。

そこで持寶房源光が、思ふには、「我は是れ魯鈍の淺才、未だ此の天才を教育する器でない、若し之を碩學に就けて、天台の奥義を學ばしめたらんには、定めて立派な學匠になるであらう、されば疾く碩

學に就けて、圓宗の奥義を、究めしめんとして、遂に久安三年の四月八日、此の勢至丸を相具して、當時叡山第一流の學匠と稱へられたる功德院の皇圓阿闍梨の許に行きて、此の勢至丸の聰明叡智なることを説いて、「室に入れて、弟子とせられんことを」請ひたるに、皇圓阿闍梨も亦、此の事を聞いて驚いて、いはるゝには「昨夜不思議にも夢に、満月我室に入るに見たるは、全く今この法器に遇ふべき前兆で在つたらう」とて大に喜び、入室を許して弟子と爲されたに依り、勢至丸は尙それより、一層の悦びを以て、皇圓阿闍梨の所に於て、勉強を續け、遂にその年十一月八日に至り、頭を刺り法衣を着し給へ、それより直に、比叡山の戒壇院に於て、大乘戒を受け給へて、全く出家の御本意を、遂げさせられたのである、されば勢至

丸の出家は、飽まで父の遺言を、貫かんが爲めてあるのだけれども、その此處までの経過は、全く一種の天才、神童で在つて、而も尙、靈妙なる所が在つたのである。

それは何故といふに、法性寺忠通公に逢ふては、眼中の光を認められて、懇切なる禮儀を受けたといふ如きは全く一の靈妙である、それから、その以前に在つて、既に叔父の觀覺得業に、「是れ只人にあらず、徒に邊鄙の塵に混ぜんは惜むへし」と感ぜしめ、又その後、在つては、持寶房源光に、「我は是れ魯鈍淺才なり」と慚愧せしめたる如き、全く内に本地の智慧光が耀く故に、自然こそその光りが、到る處に現れるものに相違ない、されど未だ「令離三塗得無上力」の働きに至りては、十分の一をも發揮することを得ぬ、故に恰も囊

中の針の如く、出でんご、欲して未だ出でされども、頓て顯れんごする光りは、内に満ちて居つたのである、されば後に淨土の開宗は全く三塗を離れしむる無上の力で在つて、末代までの御利益を、お與へ下されたのである。

第五 修學入藏

善導大師の法事讚に「諸佛大悲心無二、方便化門等無殊、捨彼莊嚴無勝土、八相示現出閻浮」ごあり、又般舟讚にも、「釋迦如來眞報土、清淨莊嚴無勝是、爲度娑婆分化入、八相成佛度衆生」ご仰せられてある、是れ涅槃經の意にして、此の土出現の釋迦牟尼如來も、その御本地は、清淨莊嚴無勝土といふ立派な眞報土に、淨土を構へて御座

る、報身の如來である、けれども此の娑婆三界の衆生の有様を、御考へに成つては、その儘に見捨て置けぬといふ所より、此の娑婆世界へ、假りに人間の身と成つて、御出現あそばされたる譯である、併し此の娑婆世界へ出現するには、出現する定めが在つて、之を八相示現と名ける、その八相示現とは、上天下天相と、托胎相と、出胎相と、それから出家相と、降魔相と、成道相と、轉法輪相と、入涅槃相との八である、その中に於て、自然的のもの、勉勵的のものがある、出家と降魔と轉法輪とは、勉勵的のものである、その他は、過去の業因に依り、自然の結果として行はれ行くものである、されば佛が衆生濟度を爲さるゝにも、矢張、勉強の方面が要る、殊にその勉強の方面といふ中にも、降魔相の如きは、内魔と外魔と

兩方面に向つて、戦はねば成らぬ、是れが爲めには、釋迦牟尼佛の如きも、非常な御苦辛を成されて、その結果として出世成道といふことも、遂げられたことがある、されば眞實報土の報身佛といへども、此の娑婆世界の衆生に交り肉身を受ける上からは、此の勉強を敢て行はねば、その衆生を濟度することも出来ぬのである、然るに今吾宗祖大師も此の例に逸づれる事は出来ぬ、矢張、出家の動機は、悲惨なる父上の最後の遺言が本と成つて、別れを惜み給ふ母上にも、生涯の生き別れを爲し、戀き古郷を離れて遠き都の天なる比叡の山に登り、學問勉強を續けて、漸く出家得度の身の上と、成ることが出来たのである。

此に於て大師は、既に出家の本意を遂げさせられて、豫て父上の

御遺言を思へば「汝會稽の耻を思はず、疾く俗を逃れ家を出でて我
 菩提を吊ひ、自らの解脱を求めよ」と仰せられたることは、常に耳
 の底に在つて、暫時も忘るゝことの出来ぬ思ひは、今更の如く思ひ
 立つことなれば、頓て明る翌年、十六歳の春とも成りたれば、先づ
 師僧の皇圓阿闍梨に向ひ「小僧事お蔭様にて、出家の本意も遂げた
 る上は、豫て父上遺言の次第もあることゝて、今より隱遁修行の身
 の上と成りたき旨」を、申上たるに皇圓阿闍梨の仰せには、「假令汝は、
 父親遺言の次第も在つて、隱遁の志あるは、素より否む所にはあら
 ねども、既に古徳の語にも「自行妙宗に暗ければ他を益するに由な
 し」とある、されば父の遺言を守り、その菩提を吊はんが爲にも、
 先づ天台の三大部六十巻だけは研究して後に、何れに成りとも、自

己の望みを達するやうにせよ」と懇に教へられければ、大師も深く
 感銘されて、「我今隱遁の志を立て、閑居を欣ぶことは、永く浮世
 の名利を止めて、靜に佛道修行を爲さんが爲めである、此の仰せ誠
 に御道理」と御答ひを申上げ、それより始めて、功德院の最も奥深
 き書院に閉ち籠り、天台の三大部六十巻を播き、夜に日を繼いでの御
 勉強は、十六歳の春より、十八歳の秋の頃まで、凡そ足懸け三箇年
 の間に、残る所もなく、全然研究せられたとある、是れ實に常人の
 及ぶ所でない、普通の智識を以ては、先づ一代の學問である、然る
 を僅に二箇年半程の間に、究め盡したといふに至つては、全く宿習
 開發の致す所といふことが解るされば、佛菩薩の應現は、到底凡慮
 を以て、量り知るべきものでない。

既に斯る非凡の智識を以て、研學なさるゝ事ゆへ、その解し方といひ見方といへ、普通人師の上に出て、四教五時の廢立は、鏡を懸けて照すが如く明かに、一心三觀の妙理は、玉を磨くが如く、心と道理の關係は、正く實地の修養に就て、研ぎ立てたれば、その所立の義勢に於ては、殆ど師匠の教へに超越して居ることゝて、皇圓阿闍梨も、非常に感歎せられて、或る時、大師を勧めて仰せらるゝには「汝の學解は、諸人に勝れて居る、依つては疾く、その學業を成就して、圓宗の棟梁、即ち此の比叡山の座主大僧正と成り給へ」と一度ならず、二度ならず、再三種々に言辭を拵へて、いはるゝことなれど、他の事に於ては、決して師命に背きたることなき、大師が、此の事ばかりは、曾て更に承諾の言辭を、申したる事なきは、何故

かといふに當時叡山の學風が、みな出世を望む爲めの學問にて、殊に「大業を卒へて、圓宗の棟梁となれ」といふに至つては、全く名利の爲めの學業なることを、御嫌ひ成されて、自行の爲めの學問といふまでは、御承知に成つたけれども、「圓宗の棟梁云々」といふに至つては、何うしても御承諾が無かつたのである。

しかのみならず、十六歳の春より、十八歳の秋の頃までに、三大部六十卷の研究は、確に磨き上げて、正く實地修養の方面に、御心を濺ぎ給へたるに、天台の三大部とは、立義と文句と止觀とで在つて、畢竟、法華經の解釋説明である、その中に立義二十卷は、法華經の大意を奥ふかく説明したものである、それから文句二十卷は、法華經全部の文々句々、詳かに解釋説明したものである、然るに終りの摩

訶止觀、二十卷は、全くその修養の方法を御示しに成つたのである、されば立義と文句とは、解義分なれども、摩訶止觀は全く修行分である。さてそこで、解義分だけは如何に立派に、説明が出来たにせよ、實地の修行が届かぬで在つたなら、恰も隣の寶を數ふるが如きものである、何の所詮もなきここに成る、さればその三大部の中に於ても、最も必要なるものは、此の止觀である、然るにその止觀の大意をいはゞ文字に顯れたる如く、此の二字が、骨子と成るのである、その二字を完全に、修養し得ることが出来れば、それで即身成佛である、それは何故といふに、吾々の心と、宇宙の道理とは、同じものである、所謂三界唯一心である、故に吾々の心に、その道理と一致の活動が、出来さへすれば、それで佛である、佛といふたとて、別に道

理以外に、飛び出すことの出来べきものでない、勿論その道理の自然は、善因善果と悪因悪果である、けれども悪因悪果の分子の含んで居る間は佛でない善因善果の部分が、佛道である、故にその極に達して佛といふものに成るのである、さればその因行が菩薩で在つて、結果が佛と成る譯である。

然るにお互凡夫の心には、悪因悪果の習慣が、非常に底根ふかく染み込んで居つて、何うしても、その儘では善因善果の法則に、順ふことが出来ぬのである、全體善惡の標準といふことが、理に順ずると理に背くとの干係で在つて、理に背くといふのは、悪因悪果の事である、それは何故といふに、誰だからとて、苦痛や不淨の惡果を好むものはない、然るに好まぬ惡果の原因を、好むのであるから、

理に背くといふのである、之に反して如何なる者でも、安樂や清淨の善果を好まぬものはない、その好む所の善果の原因を、行はうといふのであるから、之を理に順ずると名ける當然の事である、されば清淨安樂を求めるものは、佛に成るべき道を、行ふより外は仕方はあるまい。

然るに吾々凡夫は、何たる拙いことかな、安樂を求めつゝ苦の原因を放つことが出来ぬ、そこでその苦痛の原因を放つのに、自力の修行では、止觀の行が一等利目が疾いのである、それは何故といふに、此の心を理に順じさせやうといふときに、理に背く心が過去よりの習慣に依りて、自然に起つて来る、之を妄念妄想と名けて、暫時も間斷なく、起り來つて眠れば夢の中にまで這入つて顯れるものである、

る、そこで此奴を、制し止むるのが、止の行と名ける譯である、彌々之を制し止めて、それから道理の方に向つて、理に順じて心を起し活動する有様を、觀行と名くるのである、されば止とは、我心の妄念妄想を制へて、道理と一致せしめたる有様をいひ、それからその妄念妄想の無く成つた、淨へな心が道理に向つて、活動する有様、之を觀と名け、それで始めて止觀と名けらるゝ譯である、勿論その觀察の方法には、理相觀と事相觀の區別もあり、又は有漏定、無漏定等の、區別もあるから、一概にはいへぬ、けれども總ての禪定は此の止觀が本である。然るに此の止觀の行を、試みやうといふには、餘程心の明了な人でないと、遂に心が暗んで、却て迷ひに陥へることが多い、されば何

うして、比較的^{ひかくてき}智慧^{ちゐ}の勝^{まさ}れた人^{ひと}でない^{ない}と仕^し難^{がた}い、又^{また}假^か令^{れい}智慧^{ちゐ}が勝^{まさ}れて居^ゐつても、學問^{がくもん}がないと、見^{けん}當^{とう}違^{ちが}ひを仕^して困^{こま}る、故^{ゆゑ}に智慧^{ちゐ}のあ
る人^{ひと}にして、學問^{がくもん}がなければ成^ならぬ、それなら智慧^{ちゐ}學問^{がくもん}だけで行^ゆけ
るかといふと、そればかりで行^ゆかぬ、その上^{うえ}に根氣^{こんき}即^{すなは}ち忍^{にん}耐^{たい}力^{りき}が、
強^{つよ}くないと都合^{つがう}よく行^ゆかぬ、然^{しか}るに何時^{いつ}の世^よでも同^{おな}じ事^{こと}で根氣^{こんき}の強^{つよ}
い人^{ひと}と弱^{よわ}い者^{もの}では、何方^{どつち}が多い^{おほ}いといふたら、根氣^{こんき}の弱^{よわ}い方^{ほう}が多い^{おほ}い、
又^{また}學問^{がくもん}のある人^{ひと}と無^ない人^{ひと}、何方^{どつち}が多い^{おほ}い言^いはずとも解^{わか}つたこと、學問^{がくもん}
のある方^{かた}は少^{すく}ない、又^{また}智慧^{ちゐ}の勝^{まさ}れた人^{ひと}と劣^{おと}つた人^{ひと}と、何方^{どつち}が多い^{おほ}いとい
ふたら、是^これも劣^{おと}つた方^{ほう}が多い^{おほ}いのである、そこで我^{わが}大師^{だいし}の思^{おぼ}召^めすや
うには「成^なる程^{ほど}、止^し觀^{くわん}の行^{ぎやう}は、破^は竹^{ちく}の勢^{いきま}ひを以^{もつ}て佛^{ぶつ}果^{くわ}菩^ぼ提^{だい}を證^{しやう}すべ
き、有^あり難^{がた}さ法^{ほふ}門^{もん}なれども、之^{これ}を今^{こん}日^{にち}末^{まつ}代^{だい}の衆^{しゆ}生^{じやう}に當^あて箝^はめるこき

は、遺^い憾^{かん}ながら僅^{わづか}に千^{せん}中^{ちゆう}一^{いち}二^にの少^{せう}數^{すう}の者^{もの}に、利^り益^{えき}を興^あへるに止^とまつて、
到^{たう}底^{てい}普^ふ徧^{へん}的^{てき}に、普^ふ通^{つう}の凡^{ぼん}夫^ぶを濟^{さい}度^どすべき法^{ほふ}でない、畢^{ひつ}竟^{きやう}佛^{ぶつ}の說^{せつ}法^{ぽふ}は
衆^{しゆ}生^{じやう}濟^{さい}度^どの爲^ためであるのに、その多^た數^{すう}の衆^{しゆ}生^{じやう}を、根^{こん}氣^きの弱^{よわ}い者^{もの}は仕^し
方^{かた}がない、學問^{がくもん}のない者^{もの}、智^ち慧^ゐなき者^{もの}は救^{すく}はれぬといふこきには、
佛^{ぼつ}の大^{だい}悲^ひといふものも、腑^ふ甲^が斐^ひなきものである、よもや釋^{しゃ}迦^か一^{いち}代^{だい}の
教^{けう}文^{もん}の中には、平^{へう}等^{とう}に一切^{いっ}衆^{しゆ}生^{じやう}を救^{すく}ふべき法^{ほふ}門^{もん}のないといふことは
あるまい、それに就^つては、幸^{さい}にも西^{せい}塔^{たう}黒^{くわ}谷^{こく}には、報^{ほう}恩^{おん}藏^{ざう}といふ佛^{ぶつ}教^{けう}
の圖^と書^{しよ}館^{くわん}の備^{そな}へもあることなれば、是^これより一切^{いっ}經^{きやう}の穿^{せん}鑿^{さく}を、爲^なさ
んものを「ご御^お心^{こころ}附^{つき}ありて遂^{つひ}に皇^{くわう}圓^{えん}阿^あ闍^あ梨^りに、その由^{よし}を申^{まを}して御^お暇^{いとま}を
乞^こひ久^{きう}安^{あん}六^{ろく}年^{ねん}九^く月^{げつ}十^{じふ}二^に日^{にち}、生^{せい}年^{ねん}十^{じふ}八^{はち}歳^{さい}にして、西^{せい}塔^{たう}黒^{くわ}谷^{こく}の慈^じ眼^{げん}房^{ぼう}
叡^{えい}空^{くう}上^{じやう}人^{にん}の御^ご庵^{あん}室^{しつ}に參^{まへ}り、申^{まを}上^{じやう}るやうは、「某^{それ}儀^ぎ幼^{じゆう}稚^ちの昔^{むかし}より、成^{せい}人^{じん}

の今に至るまで、父の遺言わすれ難く、素より名利の學問を厭ひ、實地の修行を志すものなる由を述べ給へば、叡空上人は之を聞て、「それは、誠に若いに似合はぬ志、是れ實に法然道理の聖なり」と隨喜して、その名を法然房源空と與へられ、實地修養の身の上とは、成つたのである。

是れより黒谷蟄居の後、偏に名利を捨て、一向に出離の要道を求め、何れの道よりか、確かに出離を得べきかといふことを、めんが爲めに、一切經の披閉も數遍に及び、自他宗の章疏も眼に當てずといふことなく、實に該博を極められたとある、その結果は、遂に淨土門の開宗と成つたのであるが、その順序をいふと、全くは名利の學問を厭ふといふことが、動機と成つて皇圓阿闍梨の許を辭

して黒谷に移り、一切經穿鑿の中に、自然と衆生濟度の志に促されて、一切經疏を見るに、彼れも難く是れも難く、千々に心を碎かれたるは、恰も釋迦牟尼佛が、出世成道の前に當つて、降魔の爲めに、苦辛なされたと同じ有様である、されば佛の出世成道も宗祖大師の開宗弘法も、みな今日末代我等衆生の爲めならざるはないのである、然るを若し、その御苦辛を無にしたのでは、實に濟まぬ事ではないか、あはれ吾人共に、その御苦辛を想ふに就けても、その御親切を無にせぬやうに、心懸けたきことである。

第六 歷問諸師

無量壽經に「宿世見諸佛樂聽如是教」と仰せられたるは、宿習の空

しからざることを述べられたる御語である、さればこそ、同じ人間と生れ出ても、兎角に悪作を好むものもあれば、又何となく善き事のみを心掛ける人もある、實に千差萬別である、その中で何が仕合せといふたとて、善事を好む程、仕合せなるものはあるまい、それは何故といふに、獨り吾々人間のみでない、渾ての生物は、皆何れも清淨と安樂を、好まぬものはない、然るに凡ての善事は、みなその好む所の清淨と安樂を、得べき原因と成るものである、さればその好むべき結果を得べき原因を、自ら好むことが出来るのであるから、その原因と結果の間に、何等の衝突もない、是れその事の順なるものといへるのであらう。

之に反して、若し悪を好む性質を以て、此の世に生れ出たとするならば、此の人は非常に不幸なる人である、それは何故といふに、如何に悪人なればとて、不淨や苦痛を、自ら好む人といふては、世の中に一人もある道理がない、みな安樂を好み清淨を欣ふといふては、他に道理を求むる必要も何もない、實際の事實である、然るに之を求めつゝ、苦痛の原因たる悪作が、何となく遣りたいといふに至つては、實に譯の解らぬ話である、その譯の解らぬ行爲が即ち迷ひである、斯る解らずやに生れ合したといふことが、實に不仕合せの極である、されば人間として多少の善を好む身の上と、生れ合したといふことは、實に有り難い事である、況してや、樂つて佛の御教へを聴くといふに至つては、全く宿世に諸佛に見える縁を結んだことのある人に相違ない、御互に今この法の會坐に列なるに就けて

も、有り難く思はねば成らぬことである。

然るに我宗祖大師が、御降誕以降、この黒谷蟄居の時までの経過を、思ふに就けても、只自ら樂つて是の如きの教を聽く位の者でない、渴して水を求むるよりも尙甚いのである、殊に人間の身として、免れ得る事の出来ぬ名譽と利益の二を捨て、唯偏に出離生死を求めて、自利々他の修行にのみ、御志を向けさせらるゝ御様子は、何うしても只の人とは思はれぬ所である、是れ全く極樂補處の大菩薩が、宿願に依つて、此の世に出でたるものに相違ない、それなればこそ、叡空上人も、その徳を讃じて「誠に法然道理の聖なり」と仰せられた、次第であらう、されば黒谷蟄居の後といへども、偏に名利を捨て、一向に出離の要道を求むる心切にして、一切經を披閱するこ

と數遍に及び、自他宗の書物も、眼に觸れずといふことなく、智解天然にして、その義理に通達せられたとある。

此に於て、或るとき天台大師の本意を探り、佛祖傳來の圓頓戒に就て、叡空上人と種々の議論が在つた、勿論この戒法には、戒體戒相戒行等の區別が在つて、その戒相とは、戒めの條件である、その條件に就て實行するのが戒行である、而して戒法とは法理で在つて、その法理を吾々の心に受け取るごきに、戒體といふものが成り立つのである、勿論その戒體といふものが、成り立つたといふたとて、素より形のあるものでなく、去りとして全く無いともいへぬ、そこで心法戒體、色法戒體といふ、二の説が起つて來たのである、その色法といふ説明になれば、全く無形の物とはいへない、けれども普通

の有形とはいへない、故に天台大師も之を「性無作の假色と名く」と仰せられてある、されば色法といふたとて、普通の色法ではないのである。

之に反して心法戒體といふことに成れば、文字の如く心を以て戒體とするのである、その證據としては、本業瓔珞經の中に、「諸の戒法は、心を以て體と爲す、心無盡なるが故に、戒も亦無盡なり」と説かせられてある、此の上からいへば、戒は「一得永不失」で在つて、一度び得たる上は、最早失ふことのないことに成る、されどそれは道理の上からいふことにて實際修養の上には、却て功の無いことに成る、それ故に天台大師は、梵網戒疏の上には「戒體とは、起さずんば止なむ、起さば性無作の假色なり」と仰せられて、戒體といふ

ものは、授戒の作法に依つて起さなければ、それまでのもので在つて、之を引き起すときには、性無作の假色と成つて現はれるものである、それ故に、又信心を退轉して菩提心を失ひ、又は「極惑犯戒」といふて、強い煩惱を發して戒法を破るときには、その戒體をも失ふて了ふものであるといふのである、されば心法戒體は、理論に就て論ずるから失ふことはない、けれども色法戒體は、實行上の問題であるから、油斷をするに失ふことに成るのである。

そこで或るとき、叡空上人と宗祖大師が、此の戒體の事に就て、議論が起つた、叡空上人は飽まで本業瓔珞經の説に依つて、心法戒體を御主張なされた、然るに宗祖大師は、偏に天台大師の戒疏に依つて、色法戒體を募られた、そこでその議論は、双方共に道理もあれ

ば、文證もあるといふ論判であるから、容易に決着は着かぬ、それが爲めに「立破再三に及び、問答多時を移す」といふ有様で在つたのだから、随分に長い間、押し問答を仕たのである、さうすると、叡空上人は疝癩持であるから、遂に腹を立て、「此の小僧、生意氣な」こ木枕を採つて打ち附けたるにぞ、大師はその議論を止めて、その座を去られたとある、されば、その議論は随分に劇かつたに相違ない。

然るに慈眼房叡空上人も、有名なる學者であるから、その道理に就て熟々と御恩案なされたる後、わざと大師の部屋まで、御出に成つて「成る程、御房の申さるゝ旨は、疾く既に我天台大師が、戒疏の上に、その御本意を顯し置かれる所の事柄にて、圓頓戒の極意で

在つた、實に實地修行の上には、色法戒體でなければ成らぬ道理である」と御自ら我を折つて、言ひ譯を成されたとある、されば此一事を以ても、大師の見識が、如何に卓拔で在らせられたかといふことが解る。

斯くて黒谷に蟄居し、御勉強を續けさせ給ふこと、既に六箇年の星霜を経て、保元々年、大師御年二十四歳のとき「嵯峨の釋迦堂に、心願ある旨」を以て、叡空上人に暫時の暇を乞ひ、自ら嵯峨の清涼寺に到り、此に於て七日の間の御參籠を、遊されたのである、此の御參籠は畢竟、何の爲めて在つたかといふに、素より名譽も利益も、御捨て爲されたる御身の上、この世の事にては、何に一つ祈るべき事は、あらねども、「一切衆生を平等に救はんには、如何なる法に依

るべきか、大恩教主釋迦牟尼佛、何卒疾く、その法を發見せしめ給へ、ご口管求法の一事を祈請せられたのである、是れ此の寺の本尊釋迦牟尼佛は、印度より支那に渡り、支那より我日本に傳へたる三國傳來の靈像なる故に、殊に取りわけ懇志を、御運び成されたのも、道理あることである。

既に釋迦牟尼佛に、此の祈請を爲す上は、人事を盡して、天命を待つは、當然の順序ごしても、爲さねば成らぬ事である、況してそれより以上の宿願あり、丹誠を凝らして求法を、御祈り申たる上は、その求法の爲めに、それより直に立つて南都に下り給ひて、明師を尋ぬるに、南都の興福寺の内に、興善院の藏俊僧都といふは、當時に於て法相宗、第一流の學者といふことを聞き、之を尋ぬるに、修

行者の様に「對面せん」と申入れられければ、藏俊僧都は、如何に思れけん、取次の者の言辭をも待たずして、自ら明障子を明けられて、「先づ此方へ」と内へ入れて對面し、法談に時を移されけるに、僧都が返答に及ばれぬ事も多かりければ、大師は餘儀なく「獨學の推義を述べん」として法相宗の概略を、演説し給ふに、僧都は非常に感歎して「貴房は只人にあらず、恐くは大權の化現か、昔の天親論主に遇ひ奉るごも、之には過ぐべからず、實に智慧ふかき事、言語道斷なり」として遂に二字を奉りて、弟子の禮を取られたごいふ、加之それより以後は生涯一期、毎年供養物を贈りて、その附け届けを、怠らなかつたごいふは、その初對面の時より、佛の如くに感じられたるものと見へる、されば藏俊僧都に對する大師の求法は、只彼れ

を感ぜしめたるまでにして、その目的は無功に屬したる譯である、それから醍醐寺には、三論宗の先達にて、寛雅律師といふ學者あり、是にも、態々尋ね行きて、自己の所存を述べ、彼れの解を問はんとしたれども、彼の律師は渾て物いはず、却て彼れは自己の秘書を取り出して「我この三論の法門を、誰にか附屬せんと思ひしに、更にその人なし、然るに君この法門に、既に達し給へり、此の秘書を擧げて、貴所に附屬す、之を受け給へ」とて只稱美讚嘆の言を述るまでにて、別に大師の目的としては、得る所が無かつたのである。それから華嚴宗の學者にては仁和寺の慶雅法橋である、此の人、仁和寺の岡といふ所に、住めるを以て「岡の法橋」ともいはれた人である、然るに大師の御弟子にて、阿性房といふ者は、此の慶雅法橋

と、知り人なるが故に、大師は「華嚴宗の不審を問はんとて」彼の阿性房を伴ひて、慶雅法橋の處に尋ねたるも、却て彼れが誤りを糺したるのみにて、別に得る所は無かつたのである、そのみならず、後には大師より戒法を受けて、弟子と成られたのである、その他、眞言宗の碩學、中川の實範阿闍梨などを尋ねても、矢張同様の事て在つて、求法の目的といふに至つては、到底達することが出来なかつたのである、されば大師は、如何にしてその求法の目的を達し得たかといふに、是れは又後に大に待つ所が、在つたのである、然るにその後大に待つ所があるとは、如何なる事であらうかといふに、それは他の事でない、大師は斯くの如く、求法にあこがれ給ひて、谷宗の學匠先達を、訪問して尋ね給へども、その尋ぬる所の法門は、

みな大師の獨學權義に、及ぶもの無く、却て大師に二字を捧げて、弟子と成るの有様にて、徒に大師の學解をして、智慧第一の譽れを爲さしむるに止まり、大師の目的とし給ふ所の一切衆生を、平等に救ふべき法門を、發見するの一段に至つては、到底、不可能に屬して了つたのである、此に於て、大師は悲みく、又黒谷に立ち戻つては、一切經の穿鑿を續け給ひて、遂に承安五年の春に至るまで、最初黒谷へ、御隱遁の時より歲月を數ふれば、十八歳の御時より四十三歳の春まで、ある、此の間の年限は、足懸け二十六年の間である、此の長年月を経る間には、遂に落膽の淵に、沈ませられたることも在つたのであるが、流石に宿願の期する所は、遂に善導大師の觀經の御疏に依つて、彌陀本願の念佛を、專修の一行に修することを、

發見遊はして、此の淨土の法門を、御開宗なされたのである、されば豫ての宿願といへども、此の有爲轉變の世の中に在つては、刻苦勉強の動機を、待たねば成らぬものと見へる、況して凡庸の吾々が、若し自力の法門なりせば、到底その動機を待つべき力のなきものが、今は宗祖大師御苦辛の御蔭ゆへに、何の苦勞にも及はず、唯申の一行にて、後生淨土の身の上、有り難く思はねば成らぬのである。

第七 開宗弘法

觀經の疏散善義に曰く、「一心專念彌陀名號、行住坐臥、不問時節、久近念々不捨者、是名正定之業、順彼佛願、故云々」是れは古來宗義開出の文と稱へられて、宗祖大師が御開宗の時には、最も肝要な動機と成

つた御文である、それは何故といふに、大師は實にその當時に在つては、智慧第一の法然房に、稱へられたる程にて、聖道諸宗の教門に明かなりしかば、法相の學者も、三論の碩徳も、みなその義解に感じ、又天台の明師、華嚴の學匠等も、悉く大師の材能を譽むるこいふ有様で在つた、けれども大師の思召よりいふときは、「如何にもして自行化他にも、容易く出離を得べき道はあらざるか」こ日夜に御心を煩はし、寢食をも尙安んずること能はずして、順次解脱の要路を知らんが爲めに、一切經を披き見給ふこと、既に五返にまで及ばせられたごある、されば大師の御學問は、一分も現世名利の爲めに、あらざるは言ふまでもなく、義解を樂む道樂的の學問でも無かつたのである。

斯る道心堅固の御勤め故に、その御身は常に黒谷の奥に、御隱遁あそばすことなれど、自然に天上雲深き處にも聞えて、承安四年、大師四十二歳の御時、後白河法皇より勅請ありければ、大師はその仙洞御所なる法住寺の御殿に參じて、畏くも法皇陛下に、叡山傳來の圓頓戒を、御授け申上げたるに、その頃、後白河法皇に於かせられては、始終、叡山、三井寺等の、碩學徳者を召されて、彼の有名なる惠心僧都の往生要集を、番々に講義をして各自の所存をも、述べさせられけるに、その時、大師も亦、法皇の仰せに隨ひ、要集の講義を爲しけるごき、大師は先づその序文を讀み上げて「往生極樂の教行は、濁世末代の目足なり、道俗貴賤たれか歸せざらんもの」と稱へたるごき、後白河法皇は、今まで度々聞き慣れたる要集の

序文なれども、始めて聞こしめさるゝやうに、御肝に染みて崇こく、何ごなく御感の涙を流されたごある、されば、他の碩徳方が、御讀みに成るも、大師が御讀みに成るも、同じ要集の御文なれども、自然にその道心の深きには、感じられるものご見へる。此の時、後白河法皇は、御信仰の餘り、その侍臣の中に、右京權の大夫隆信朝臣といふは、書を能くする者なる故に、此の人に仰せて、大師の御姿を畫かしめ、その眞影を蓮華王院の寶藏に納められたごある、その蓮華王院といふは、人皇七十六代、白河院天皇の御願に依つて、御建立あらせられたる三十三間堂の事である、さればこそ、後白河法皇は後に無二の信者ご成り、百萬遍の御苦行も、二百餘箇度まで功を積ませ給ひ、遂に御臨終の時には、大師を御善智識に請

して目出たく往生を遂げさせ給ひたごある。そこで大師が念佛の一行を以て、淨土宗を御開きに成る發端は、その往生要集を、後白河法皇の御前に於て、講義を爲されたごき、少くも一分の動機を與へたに相違ない、それは何故といふに、大師黒谷の蟄居は、最初十八歳の御時より四十三歳まで、足懸け二十六年の間である、此の間に一切經を披き見給ふご既に五返に及びたれども、末代の衆生、順次解脱の要法に於ては、是れも難く彼れも難く、到底出離の路なきか、ご一時は落膽の淵にも沈み、全く渡りに舟を流したるが如く、暗夜に燈を失へるが如く、殆ど途方に暮たるごき、惠心の往生要集に勤むる所に依れば、五念門の外に、口稱の念佛が明かされて居る、之に依つてその口稱念佛の依り所を、委

く取り調べて見るに、その根據は唐の善導大師の釋義を以て、指南
 としてある、此に於てその善導の釋義は、一切經を見るに同時に、
 五返までは見たる御書物なれども、更に別段、念を入れて三返御覽
 に成るに、前後併せて八返御覽に成つた譯である、その八返目の時
 に當つて、彼の「一心專念云々」の御文に御心附き、在つて、熟々
 その意を考へ見るに、假令亂想の凡夫といへども、念佛の一行に、
 容易く順次往生の出來べき旨が、悟れたのである。
 それは何故といふに、「一心專念」は、心には唯助け給へ念じ、
 口には南無阿彌陀佛と稱へ、而もその行ひ方は、行住坐臥といふの
 であるから、歩かば歩きながら、坐さば坐しながら、御仕事しなが
 ら尙結構、若し疲れたなら、臥したるまゝにて苦くない、又それの

みならず、時間の上にも制限がない、永く臥するこきも短く坐する
 こきも、その時節の久近を問はず、只念々に捨てず、心懸けて相續
 するこきには、之を正定業と名けて、急度往生の出來べき爲業であ
 る、それは何で出來るかといふたら、彼の阿彌陀如來の御本願約束
 に、合體するから間違ひがないといふのである、されば如何に末世
 下根の拙き衆生といへども、是れだけの心懸の出來ぬものはあるま
 い、若し是れが出來ぬといふたなら、それは自ら行はぬのである、
 苟も之を行はんと、いふ心のあるものならば、必ず出來るに相違な
 いのである。

之に依つて宗祖大師は、大に悟る所ありて、御年四十三、承安五年
 の春、立ち所に從來の餘行を捨て、只管に念佛の一行に歸し給ひ

たのである、此の時大師は、御師匠の叡空上人に對して、「往生の業には、口稱の念佛に、過ぎたる所は他にあらず」といへたるを、慈眼房叡空上人の御答には、「否や、さうでない、往生の業には、觀佛三昧が最も勝れて居る、その證據には、惠心の往生要集にも、五念門の行を正修行として、觀察門が最もその重を爲して居る、口稱念佛の如きは、その觀察の行に堪ざるものに對して、御勧めに成つたに過ぎぬのであるから、往生の行としては、觀佛の行が、最も勝れた行である」と仰せられた、此の時、宗祖大師は「觀佛の行は、假令勝れたりといへども、未だ阿彌陀如來本願に、御誓ひ成された行でない、之に反して口稱の念佛は、阿彌陀如來本願の行である、故に今は本願非本願の上よりいふときは、恰も保險のあるものごと、な

いものごの如くであるから、無論、口稱念佛の勝れたることは、明かである」と道理を盡して述べられたる故に、叡空上人は、之に對して、辨解すべき言辞もなく、唯良忍上人の例を擧げて、既に先師良忍上人も、觀佛の行は、諸行に勝れたりこそ仰せられしか」とこの給へけるごき、大師は之に對して、成る程さやうで御座るが、良忍上人も、御先にこそ生れ給ひたれ」と申されけるごき、叡空上人は、又例に依つて腹を立てられければ、大師は更に往生禮讚の文を擧げて、「善導和尚も上來雖説定散兩門之益望佛本願意在衆生一向專稱彌陀佛名」と釋し給へたれば、稱名の行の勝れたるごきは明かである、聖教をば能々御覽じ給はざるか」とこの給ひたごある、されば大師の御決心は、此に定りて自ら一向專修の身ご、成り給ひ

たのである。

此の時に於て、大師或る夜の夢に見給ふやうは、一の大山あり、その峰、南北に長く、西方に向へたる山の麓には、大河ありて水は北より南に流る、河原も廣く、林樹も繁く、而も大師御自身は、その峰の半腹に登り、遙に西の方を見給へば、地より上に五丈ばかり揚りたる處に、一聚の紫雲あり、その紫雲が、次第に大師の處に来る故に、希有の想ひを爲し給ふ所に、此の紫雲の中より、種々の光りを出し、その光りの中より、又種々の美き鳥飛び出て四方に散り、又河濱に遊ぶ、而してその諸の鳥は、又悉く紫雲の中に入る、その紫雲は、又北に向ひて擴がり、山河を覆ひ隠したる故に、「此の瑞相は、或は彼處に往生人にもあるか」と思ひ給ふ折柄、その紫雲は

又還り來りて、大師の前に住まるかと思ふうちに、その雲、次第に擴がりて、一天下を覆ふ、實に不思議の瑞相で在つたのである。

此の時に於て、其擴がりたる紫雲の中より、一人の高僧出て來つて、大師の前に住まり給ふ、その御姿を見上げ給へば、御腰より下は金色にして、腰より上は黒染の御衣である、此の時、大師は合掌低頭して、申上るやう、高僧は何人にてましますぞ」と伺へば、高僧の曰く「我は善導なり」と仰せられた、此の時大師は、又更に「何の爲めに來り給ふぞ」と問ひ奉るに「汝専修念佛を弘むること、貴きが故に來つて、證明するなり」と仰せらるゝかと思ふに、その夢は醒めたのである、此に於て大師は、その夢見る所の御姿を、畫工乘臺といふものに命じて、之を畫かせて、御遺しに成つたのである、

之を夢の善導といふ、而もその御面像が、後に支那より渡りたる影
 像に、違はぬは實に不思議なることにて在つた、されば大師御開宗の
 決心は、僣に善導大師の御釋に依りたる事にて、此の御證明をも成
 し下されたる次第であらう、殊に紫雲を以て、一天四海を覆ふの瑞
 相は、全く後に念佛の法門、四海に弘まる前兆て在つたに相違ない。
 之に依つて大師の御信仰は、彌々鞏固にして、一點の御疑もなく、
 自行化他ごもに、念佛の一行ご御定めに相成り、御自分出離生死の
 爲めにも、只助け給ひ南無阿彌陀佛人を、勸めて濟度せんが爲め
 にも、只助け給ひ南無阿彌陀佛、此の南無阿彌陀佛の一法を以て、
 御弘め下された宗旨が、即ち此の淨土宗である、既に此の御決心を
 定めて見れば、黒谷は、聖道自力者の自行の道場て在つて素より化

他に適する處でない、化他度生の爲めに、都會に居を移すの必要あ
 りて、先づ京都西山の廣谷といふ所に移り給ふ、是れは今の粟生の
 光明寺のある處にて、尙邊鄙の故を以て、幾程もなく、東山吉水の
 邊りに、都會に遠からずして閑靜なる地ありければ、彼の廣谷の庵
 を移して、此處に居住を御定めなされて、後は尋ね到る者があれば、
 淨土の法門を述べ、念佛の行を勧められけるに、化導日に随つて盛
 んに、念佛に歸するもの雲霞の如く、貴賤老若、みなその御利益を
 蒙るに至つたのである、勿論その後、賀茂の河原屋、小松殿、勝尾
 寺、大谷など、その御住居は變るこいへごも、御勸化、盛なること、
 他に比類が無かつたのである、されば大師が出世の御本懷は、全く
 善導大師の釋義に依つて、遂げさせられたのである。

第八 大原問答

善導大師の、往生禮讚に曰く「自信教人信、難中轉更難、大悲傳
 普化、眞成報佛恩」此の御文は、從來佛祖に對する報恩回向なご
 に、用えられて居る偈文である、成る程、佛祖に對する報恩の意義
 を思ふには、適當な御言辭である、それは何故といふに、自ら信ず
 ることは、自己の勝手で、何時でも信じ様と思へば、信じられるや
 うなものであるが、却々それが、さう味好く行かぬ、それはその道
 理である、自己の心が、その動機を得ねば、應ずることが出來ぬ、
 然るにその動機といふものが、その人の智識の程度と、その境遇と
 が、一致する場合であるのだから、容易に得られぬ、殊に信仰を得

る動機なごといふものは、又別段で在つて餘程、眞面目に自己を反
 省して、實際の事實と適合した場合でないこと、その信仰といふもの
 は、起つて來ない、それはその道理で、自分が好い氣に成つて、居
 る間は、みな己惣といふもので、實際に自己の眞相が、解らないの
 であるから、宇宙の眞相と、一致する道理もない、されば各自の信
 仰を得るには、その己惣を挫くだけの打撃を受けて、始めて眞面目
 に、自己反省が出來たる所で、得るといふのが、先づ通例である。
 されど亦、その人の性に依つて、反省力の強い人であること、その様
 な打撃なごを受けずとも、直に信仰を得らるゝ人もある、全體、信
 仰といふことは、先づ智力に依つて、多少の簡別を爲し、その簡別
 の上に、情を以て決定するのである、故に信とは、廢惡修善の意志

である、此の善の意志を以て、所對の境を、尊敬するとき、信仰と名けられるのである、されば信仰とは、我執を離れたる淨き心である、その淨き心を、自分に得るばかりでない、人にも教へて、得させやうといふに至つては、實に困難な事業である、故に「難中轉更難」も、仰せられたる次第であらう、されば他人を教導して、信じさせるといふことは、實に困難な事である、彼の彌陀の再來とも、稱せられたる善導大師にして、尙斯の如く、況して末世凡庸の吾が、前信者と後信者との區別こそあれ、みな短栗の脊くらべである、それで他に、此の信仰を勧めやうなごといふには、餘程ふかき用心がなければならぬ、道理であらうとおもふ。

そこでその用心を、吾々へ御教へ下されて、「大悲傳普化、眞成報佛

恩」ご仰せられた、是れは凡夫同士の吾々が、お互に「自信教人信の目的を達しやうといふには、佛の大悲といふものに、基かねば法が立たぬ、その佛の大悲といふことが、無限の大親切であるのだから、此の大悲を自分に受けて、又他に分けるのである、それを大悲を傳へるといふのである、その大悲を、次から次へと、普く傳へて感化することが出来れば、佛祖に對する眞實の報恩、之に増したものは無い、何故といふに、佛祖の思召が、大慈大悲で在つて、假令、縁なき衆生といへども、何卒して救ひたい」といふのが、佛の思召であるのだから、佛祖に對する報恩としては、その思召を、一人も多くの人に及ぼす様にするといふことが、一等の御奉公である、されば元祖大師が、種々の御困難を厭はせられず、御開宗を下された

といふことも、此の外にはないのである、そこで又、吾々の報恩として、亦届くだけの親切を以て、一人も多く、此の大悲を御傳へ申すといふことが、眞實の報恩と成る次第である。

そこで大師は、四十三歳の御時、既に善導大師の、御著述なる觀經の疏に依つて、淨土の法門を御開に相成り、爾來一日の如く、自信教人信の御勤め、怠り給ふことなく、御繼續の事とて、世間出世間の道俗、みな之に歸依せぬものにてはなく、日々の御化導も、盛に成らせらるゝごきに於て、後には天臺の座主職をも、勤められたる大原の顯眞法印と申は、素より道心堅固の徳者にて、初は叡山の大僧都にてあらせられしに、實修實行の爲めに、四十三歳のごき、叡山の學藉を辭して、大原に引籠り、十二年の間、摩訶止觀の法則に

依りて、常に觀念の窓に、思ひを凝して修行し給へごも、何分にも出離の要道を、現在一生に究めて、順次の往生を、決得するといふ一段に至つては、常にその得がたきを憂へて、同輩の永辦法印に、相談したるに、永辦法印のいはるゝには、斯の如きごきは、今京都に於て、盛んに念佛弘通ある所の法然上人に、御尋ね在つて然るべきであらう」この事に就き、顯眞法印は、直にその門弟の相摸房と申者を使者として、大師の所に遣し、「若し近日、叡山へ御越しの御は、必ず知らせ給へ、對面の上に承りたき事あり」と申入れたれば、大師はその後、「叡山の西坂本まで、參るべき所用あり」としてその旨を顯眞法印の方に通じければ、顯眞法印は、豫て待ち設けたることゝて、坂本まで來りて對面を願ひ、直に御尋ねを申すやうは「吾々

は、今生に於て如何にして、生死を離るべきや」と問ひたるに、大師の御答に、「此の事は吾々とても、同様なる事にて、豫て貴師が鍛錬なされたる御考への外に、別段に優れたる考は、御座らぬ」と申されたるに、法印は更に問ふて申さるゝには、「されど老師は、吾々の先輩にて、ましましては、經驗上に於ても、何等か思ひ定め給へたる旨も御座らう、それを御示し下されば、有り難き事に存ずる」と申された、此處が所謂、顯眞法印の道心の深き所である、それは何故といふに、叡山に於ても、第一流の學者で在つて、而も大原に引籠つて、十二年の修養を、經たる學徳兼備の御身の上に在りながら、尙斯く熱心に、出離の道を御求めに成ることは、實に有り難き道心堅固の御方である、されば吾々とても、責てはその志だけなりとも習

ひたきことである。

そこで此の顯眞法印の御尋に對して、我大師は、何と御答に成つたかといふに、「左様で御座るか、私自身の爲めには、聊か思ひ定めたこともあるが、それは只はやく極樂に往生すること、いふばかりの事である」と簡單に御答ひに成ると、法印の曰く「その極樂に往生するといふことであるが、それが容易い事でない、その順次の往生が遂げ難い故に、此の御尋も致す次第である、されば如何にして、容易く往生か出来るであらうか」と問ひたるに、その時に大師は、平然として「成るほど成佛といふことは、難いであらうが、往生といふことは、得易いことである、既に道綽や善導の思召に依れば、阿彌陀如來の願力を、強縁とするのであるから、吾々凡夫といへども、

彼の阿彌陀佛の願力に依つて、順次と申て、此の世の壽命の盡き次第に、往生が出来るのである」ご仰せられた、それで話が途切れたので、大師は、お暇乞へをして、立ち歸られて了ふた、その歸られた跡で、顯眞法印は、或る門人に對して「法然房は、成るほご智慧は勝れて居るが、聊か偏執の失がある」といふた、その言辭が、次第に傳はりて、大師の御耳に入つた、さうするご、之を聞へたる大師の御言辭に「自分の知らぬ事柄には、何うも疑ひの起るものである」ご仰せられたるを、又次第に之を傳へて、顯眞法印の耳に入るご、法印の曰く「成るほご實に然うだ、我は素より、顯密の法には、研究も仕たが、未だ淨土の法門には、志さゝる事だから、道綽善導の釋義などは、全く知らぬ事である、法然房でなければ、誰が斯る

事を言ふて呉れやうぞ」ごて、それから顯眞法印は、深く此の言辭に耻ぢて、それから百日の間、大原に閉ぢ籠つて、淨土宗の御書物を、研究せられたごある、是れが又今日の吾々ご違ふ所である、お互に彼様なる蔭言を聞けば、只その時の感情を害するのみで在つて、大に自己を反省するごいふことは、出来ぬごである、然るに顯眞法印は、その蔭言を聞て、忽ち自己を反省し、之に依つて百日の研究をしたごいふことは、全く道を求むる心の厚きが故であらう。而も尙その百日の研究が、土臺ご成つて、大原問答ごいふごも出來たのである、その譯は、顯眞法印、大原に於て、淨土の法門、百日研究の後、大に悟る所が在つて、更に永辦法印に、相談の上に、同法印を使者ごして「先回は未だ自分に、何の研究もなき事を、御

尋ね申上げ、甚だ失禮の至り、自ら耻入りたる次第で御座る、依て
 今回は、自ら既に浄土の法門をも、多少研究したる事であるから、
 御苦勞ながら、御出を頂き、御講義を願へば、私一人の仕合せのみ
 ならず、一同の仕合せに存する」と懇に招待を申入れたるにぞ、大師
 も早速、御承諾ありて、文治二年の秋の頃、時日を定めて、大原に
 ある勝林院の丈六堂と申すに、參會することゝは成つたのである、
 去りながら此處に注意すべきは、大原問答といへば、何か双方で喧
 嘩腰に成つて、集つたものゝ様に、傳へて居る向もあるが、それは
 全く間違ひで、實際は信仰上の談話會で在つたのである。
 それであるから、大師の方でも、御弟子の俊乘房重源といふ人は「
 支度第一の俊乘房」と稱へられて、その當時非常に經濟の智慧に、

長けて居つた人であるから、奈良の大佛殿、建立の大勸進職を、朝
 廷より大師へ命ぜられたるごき、俊乘房に譲つて、務めさせられ
 た程の人物であるが、浄土門の安心に於ては、未だ十分に傳ひて無
 かつた爲めに、此の際は幸の事だから、俊乘房に、その弟子達をも
 連れて、參會する様に」と申遣はされたる爲めに、俊乘房は、その
 弟子三十餘人を引連れて、參會せらるゝ事に成つた、又顯眞法印の
 方に於ては、永辨法印以下の碩學、並に大原の聖り達等も、みな參
 會して、その中に於て、宗祖大師が先づ聖浄二門の干係より、浄土
 門の末世衆生に、適切なる旨を、懇に御講義に成りたる後、顯眞法
 印を始め、數多の諸大徳方が、交るゝ質問を致されたる故に、大
 師は之に對して、一々叮嚀に御答ひ成された爲めに、隨分に時間も

長く成つて、一日一夜の間の問答で在つた、之を大原問答と名けるのである。

此の問答の結果は、顯眞法印を始め、満堂の大衆、みな何れも大師の説明に感服して「容を見れば僧形の源空上人なれども、誠を想へば、彌陀如來の應現か」こそ感嘆せられたとある、此の時に顯眞法印は、自ら手に香爐を採り、高聲念佛を始め、行道し給ふに、大衆も亦同音に、高聲念佛を修すること、三日三夜の間、相續したところ、されば大師が、その時の講演は、如何に教人信の實効が在つたかといふことが解る、是れ全く大師の自信、最も鞏固にあらせられて、その上より佛の大悲を、傳へらるゝ事にて、みなその感化を受けたるものに相違ない、勿論大師の自信は、既に四十三歳の時、御

開宗あらせられたのが、抑々その最初で在つて、その以後は引續いて教人信に、御盡力あそばしたるには、相違なきも、此の大原問答の時ほど、著き實効を奏したることはないのであらう、何故といふに、各宗各々門戸を張りて、自宗の教義を主張するは、當然の事なるに、一宗の管長と成るべき顯眞法印を始め、各宗の碩學、みな信伏して、高聲念佛、三日三夜に及んだとは、實に大師御生涯の花である、されどその本を糺せば自信である、されば吾々お互も、大師へ對する報恩として、各自の自信を高めて、應分の教人信に及ぶは、又眞誠報佛恩と心得て、自信の稱名、修養が何よりの所詮である。

第九 寫經先達

宗祖大師常の御詞に「我は是れ烏帽子も被ざる男なり、十惡の法然房、愚痴の法然房が、念佛して往生すといふなり云々」是れは卑下の御詞である、古人も解釋せられてあるが、その卑下といふ詞の思はくが、人に依つて違ふ所が、あるやうに思はれる、それは何故といふに、「自分には十分の器量を有つて居るが、人に對しては遠慮して、馬鹿に成つて居る」といふやうなことを、卑下といふて居る、それから尙ひこつは、比較の上から常に自分を馬鹿と思ふて居るのもある、是れは豫て自分は、相應な器量を持つて居るが、常に尙一層、上等なものに比較して、自分の拙きを歎き、その上等なる

ものに、服従して、御引立を願ひ、共に進まんとことを望む類である、されば此の二様の卑下の中には、宗祖大師の卑下は何れに屬するかといふに、後者にあるものであらうとおもはれる。それは何故といふに、若し前者の如き思はくの卑下で在つたなら、それは道德上、全然わるい譯ではない、所謂謙遜とか、辭讓とか、いふ意味に成るのであるから、道德の範圍に逸づれる氣支はない、けれども内外相應の徳が、缺けることに成る、何故といふに、内心には立派な者と想ひながらも、外にその徳を隠して、馬鹿な振りをするのであるから、内心外相ともに、一致した正直の徳に比するときは、一段劣つたものとせねば成るまい、然るに之に反して、若しも自分より上等なものに對して、自分の位地の卑きを認め、「劣つた

ものであるから、進んで勵まねば成らぬ」と量見を定めたる卑下は、決して内心と外相とが違つて居らない、されば第一流の道德は、内外相應の卑下で、なければ成らぬのである。

然るに宗祖大師は、その當時に在つて、「智慧第一の法然房」と稱へられた方である、その上に道德に於ても、非常に勝れて居らせられたる故に、叡山第一流の學者たる大原の顯眞法印の御詞に「形を見れば源空上人なれども、誠を想へば生身の彌陀如來か」と疑はる」といはれて居る、又後白河法皇の御前に於て、往生要集の講義なされしごきにも、その序文を讀み上げ給へたるに、法皇は深く御感に入らせられ、是れまで數多學者の講義も聽きたれど、殊に大師の講義に感涙を流され、遂に大師の肖像を、隆信朝臣に命じて畫かしめ、

之を蓮花王院の寶藏に納め給ひたとある、されば大師の御徳の勝れさせ給へるごきも、實に空前絶後で在つたに相違ない。

既にその道德といへ、智慧といへ、他に比較すべきものもない、豪い御身分にありながら「十惡の法然房、愚痴の法然房」とは何うして御自分に思ふごきが、出來たであらう、若しその思ひが出來ぬごすれば、口に言ふ所ご、心に思ふ所が、違ふたのである、若し違ふごしたならば、同じ卑下で在つても、第一流の道德でない、是れは如何なるものであらうか」といふに、我大師は言ふまでもなく、御開宗以後は、常に阿彌陀如來に、深く歸依し奉りて、毎日の日課ごして、六萬返づゝの御念佛ご、相續せられたのである、然るにその御念佛ごいふごきが、阿彌陀如來に御縋りをする御詞である、されば

大師は、常に寢ても覺ても、阿彌陀如來が御相手である、然るにその阿彌陀如來は、智慧に於ても慈悲に於ても、絶待圓滿の如來である、假令大師は、勢至菩薩の再來と仕た所で、阿彌陀如來の智徳に比較するときは、全く愚痴の法然房、十惡の法然房に相違ない、それ故に斯く仰せられたのであるから、比較の卑下にして、是れ往生の秘訣である。

そこで道徳といふものは、目的の上に成立するものでなく、全く實行の上に成立するものである、勿論目的の全く間違つて居る實行は、道徳とはいへぬが、只目的ばかりが、如何に立派で在つても、實行の伴はぬ目的は、道徳とはいへぬといふのである、そこで成る程、目的の上には、「一切衆生、佛性あり」といふやうに、大きく出ねば

成らぬものであるが、實行の方に向ふたなら、渾て小心翼翼々で行かねば成らぬ、そこで此の場合には、比較卑下といふことが、非常に必要に成つて来る、而してその比較卑下とは、自分を他の高尚なるものに比較して、零にして了ふのである、若し他の高尚に比較しても、自分を零にすることが出来ぬ爲めに、我執が残ると、之を卑下慢と名くるのである、勿論、慢は自分より劣等なるものに比較する時に發る心である、されば慢は實行の上には、大禁物であるから、深く慎まねば成らぬことである、而して道徳は、その自分を零にした所に成り立つ、實に不思議なものである。

そこで大師の道徳は、彌々盛にして、上は王公より、下は庶民に至るまで、みなその徳に歸依す、此の時に當り、人王七十八代、後白

河法皇、河東押小路の仙洞に於て、御如法經と申て、法華經を鄭重に、書寫する法式を行ひさせ給ふことが在つた、此の法式は、叡山第二祖、慈覺大師の定め給ふ所の法式にして、最も嚴重なるものである、そこで此の法式、御準備の以前に在つて、文治四年八月十日、法皇叡山の日吉神社へ、御臨幸あらせられしごき、その御如法經お催しの尊が在つた事にて、叡山の執當職を、勤めて居る澄憲法印に申者より、法皇へ申上るやうは「窃に承るに、御所に於て、御如法經を行はせ給ふに、その御經衆の内へ、眞言宗東寺の僧をも、御台し入れに相成るべき風聞なれども、此の如法經の法式は、我山慈覺大師が、御定めに成りたる始行の法則である、故に是れは是非その末葉たる比叡、園城、二寺の僧侶に限る筈である、他寺の僧侶を召

し入るゝは不都合である、勿論法然上人の如きは、假令隱遁者たりとも、敢て故障の限りて御坐らぬ云々」と御注意を申上げたといふが、實にその當時、叡山の勢力といふものは、強大なもので在つたのである、是れ後白河法皇に、「三の不如意あり」といふて、歎息なされたも、此の謂であらう、その三の不如意とは、「一には鴨川の水、二には双六の塞、三には山の法師、この三は、我自由に成らざるもの」と仰せられたと、歴史に記されてある。

然るにその御如法經は、彌々文治四年八月十四日よりご御確定に成りて、發表せられたる御經衆は、後白河法皇を始め奉り、入道相國師長公、源空上人、並にその門弟行賢大德、叡山の方よりは、良安法印、行智律師、仙雲律師、覺兼阿闍梨、重圓大德の五名である、

それから三井寺の方よりは、道顯僧都、眞賢阿闍梨、立修阿闍梨、圓隆阿闍梨、圓立阿闍梨の五名である、都合十四名を以て、御經衆ご申で、その式に於て、御經を書寫する所の人員である、此の時、後白河法皇より、我大師法然上人を以て、御經衆の先達として、「第一座に就て、その法要を行ふ様に」この仰せである、是に於て大師は、非常に卑下して「我は是れ烏帽子も被ざる男である、素より無位無官の者が、高位高官の上座に立つことは、恐れ入る」と再三御辭退申されたれども、勅掟頻りなるに依りて、餘儀なく第一座に、着し給ふことに成つたのである。

そこでその法式の懇なること、八月十四日に始り、九月十三日に終つたのである、その間の日程をいふと、十四日より二十日まで、一

周間の間は、前方便ご申で、その會衆の人々が、毎日三時つゝ、準備の懺悔法を修するのである、それから彌々二十日後夜より、正懺悔ご申で、各自の懺悔を、専門に之を行ふのである、而も此の正懺悔の時間が、一等長いので、八月二十日の後夜より、九月の四日まで、二周日の間之を勤め、彌々九月四日に至つて、御料紙御迎へご申で、その御經を寫すべき紙は、三條白川の觀性法橋といふものより、進ぜらるゝ事にて、最も町噺に調製したる清淨なる紙である、之を御迎へする爲めに、良宴法印以下、十一名の御經衆は、三條白川まで参つて、御迎へしたのである、此の時、宿老ご申で、法皇ご、相國師長公ご、大師ごは、老年者の廉を以て、御遺りに相成り、その料紙をば、銅の筒に納めて、御輿に入れて、道場内に安置して

大師御先達にて、その御法要を行はせられ、それから更に八日まで、正懺悔を續け、八日には又叡山の横川まで、参りて硯の御水を御迎へ申し、それから更に十一日まで正懺悔を續け、十一日に至つて、彌々御筆立てといふここに成つた、此の時には、前の十四名の御經衆の外に、慈鎮和尚と、觀性法橋も、參會せられて、都合十六名にて、御經書寫に取り掛る事に成つた、此の時も大師が御先達の事にて、禮盤に登りて啓白し、それより行道を行ふて、十六人着座の上、同時に筆を執りて、書寫を始められたのである。

それから十二日の午前十時頃に、漸く御經書寫が終りましたに依つて、その御經を佛前に安置して、十種供養等、鄭重なる法要を行ひ、彌々その翌十三日に至つて、叡山横川的首楞嚴院に、奉納する事て、

在つて、後白河法皇も、首楞嚴院まで御臨幸あらせられ、御鄭重なる御法要の後、その夜、午後の十二時頃、河東押小路の御所に御歸り遊ばして、更に御法要を御勤めに成る、その御法要を歡喜懺法と名け、即ち御禮の法要である、是れにて全く御如法經が、濟んだのである、されば随分叮嚀なる法要で、八月十四日より九月十三日の夜半まで、結了した譯である、是れみな法要とか、法式とかいふものは、畢竟、佛に成るべき修養であるのだから、悉く實行の方に重きを置かねば成らぬ、その實行といふところが、目的の指導に依つて、動かねば成らぬのであるから、何うしても心懸けといふところが、一等大切に成る、そこで今の御如法經なども、その心懸けといふことを、第一に置いて勤むるものであるから、無信仰な者などから見

ご、餘りにも優長に、叮嚀過ぎる様にも、見へるに違ひがないが、そこが修養上、實に大切な心懸けである。

さてそこで、我大師法然上人が、無位無官の身を以て、實に烏帽子も被ざる法然房が、高位高官の上に座するのみか、法皇の上に立つて、法要を行ふなご、いふことは、全く道德の御蔭である、されば道德の力といふものは、無限なものといはねば成るまい、その無限なる道德の力といふものが、如何なる所にあるかといふに、自分には「何もない」と思ふ所にある、實に不思議なものである、若し我大師法然上人が、自分には智慧あるもの、徳あるものご、思ふたら、阿彌陀様を、頼むことは出来なく成つて了ふ、故に「我は是れ烏帽子も被ざる男なり、十惡の法然房、愚痴の法然房が、念佛して往生

すといふなり」ごは、全く自己を零にして、阿彌陀如來に、御縫りをした故に、阿彌陀如來の御徳を、その儘、頂戴して居るのであるから、そこに道德といふものが、成り立つたに相違ない、されば吾も、我大師の御志を受け次で、御念佛相續する上には、自身は道德の零ごころでない、實に「罪惡生死の凡夫、無有出離之縁」ご自己の當體をば、地獄の底に投げ附けて、佛の大悲に、御縫り申すごき、始て人中の芳陀利花ごも、成ることが出るのである。

第十 權門歸仰

無量壽經に、「曾更見世尊即能信此事」ご仰せられてあるが、此の世の中の事は、何事も因縁因果の法則に依らぬものごてはない、今

日の吾々が、念佛の法門を聽て、有り難く感じられるといふことも、因縁なくして出来ることでない、それは何故といふに、最初には何ごも思はぬものが、度々聽て、道理と想ひ、その内には又種々の出来事に逢ふて、益々その事實と道理が、符合するので、彌々堅く信じられる所から、法を聽ても御經文を見ても、非常に有り難く思ふやうに成る、之に依ても、段々の順序で、薰染して來るといふことが解る、然るに人に依ては、之を聽て最初から、却て反抗の意を發して、佛法といへば、その法の善惡に拘らず、何ごなく毛嫌ひをして、厭やな感じを發す人も無いとは限らぬ、是れ等は皆宿習といふものであらう、勿論、宿習といふことは、形の上に證明することの出来ぬ事であるから、實驗科學の上には、何ごも言ふことは出来ぬ、

けれども、實際の事實と、因縁因果の法則とを、照し合せるごきに於ては、是非ごも斯く信ずるより、外に、道がないのである。全體、吾々が今日唯今の精神状態の程度といふものは、何に依つて成り立つて居るかといふに、若し教育學者にいはせたならば、生れ出てから後、育て方の鹽梅に依るといふであらう、けれどもそれは唯多數の上に言ふまでの事で、個々別々の上に於て言ふたら、千差万別である、その例外の多いには驚くばかりである、そこで今度は遺傳といふ事で、その成り行きを定めやうと仕て見た所で、是れも亦或る程度までは、言ふことが出来るが、矢張例外が多い、そこで間歇遺傳などいふ名目の下に、研究して見た所で、或る部分までのもので、その餘は矢張例外が多い、是に於て佛の御教へより言ふ

ごきには、過去の業因といふものが、根底で在つて、それへ父母や先祖の遺傳も加はり、又現在の境遇といふものも、却々力のあるものにて、畢竟、現在の境遇も因縁なれば、父母や先祖の遺傳も因縁又過去の業因の如きは、最もその根底に成る遠因縁である、此の遠縁近縁を、掛け合せたる結果が、お互今の精神の程度である、されば今日のお互が、此の阿彌陀如來の御本願に遇ふて、發し難き道心を、發すことの出来る身の上と成りたることは、定て宿世に諸佛に見えたることも、在つたる御蔭であると思へば、又ご得がたき、此の度の往生は、是非とも遂げねば成らぬことである。さて吾宗祖圓光大師へ御歸依あそばした、その當時の貴族方も、隨分多く在つたに相違ない、その證據には、上は 後白河、高倉、後

鳥羽の三帝が、みな大師に就て御受戒を遊はすといふ程の事て在つたのだから、后宮の門院方から、宮様方、その他の御公卿方も、多く御歸依あそばしたことである、その中に於て、特に別段、命懸けに御歸依なされたのは、今の九條家の先祖にて、攝政關白、月の輪の兼實公といふ方である、此の方は實に當時の英才で在つた、その證據は、今に於ても玉葉集などいふ豪い御書物が遺つて居る、此の御書物は、兼實公が御勤役中に、日々お書きに成つた日記である、けれども普通の者の日記と違ふて、その文章といへ、事實といへ、朝廷の御典例等を、確實に御記に成つた、立派な御書物である、加之この方の英才なることは、歴史の上に在つて立派なものである、彼の日本外史を書いた頼山陽といふ男は、藤原家攝政時代から源平

盛衰の時代を書ては、藤原家の所置を悪んで、筆誅を加へたけれども、此の兼實公の御所置に至つては、大に譽めて、その論文の中に「當時に在つて道理を知る者は、兼實一人のみ」と書てある、此の一事を以ても、兼道公の如何なる人物で在つたかといふことが解る、然るに此の兼實公が、智慧第一の法然房に、深く御歸依なされたといふことが即ち因縁である、その因縁の中には、過去の業因もあり、現在の境遇もある、又父母や先祖の遺傳もある、前にも述べたが、既に我宗祖大師、十五歳にして京都に御上りのとき、鳥羽の造り道といふ處に於て、兼實公の御父、法性寺前の關白忠通公の御通りに出合ひて、見ず知らずの忠通公は、御輿の中より道の傍に扣へ居る小童を認めて「何處の人ぞ尋ねよ」との仰せに依り、美作の國より

上京の者の由、詳に御答を申上たるに、御輿の中より叮嚀に御禮儀ありて、過ぎさせ給ふたといふことは、前にも述べたる通りであるが、是れ等もみな因縁といふものであらう、それは何故といふに、忠通公の眼には、彼の小童、勢至丸の眼より光りを放つたといふ、外の人の眼には見へずして、忠通公の眼にばかり、さう見へたといふのが不思議である、故に兼實公は、是れ等の事も御聞き及びに成つたに違ひがない、されば「眼の依る處には、玉が憑る」といふ様な譯で、過去の業因より現在に及ぶ因縁といふものは、到底凡慮を以て、容易に究むることの出来ぬものである。そこで兼實公が、大師へ御歸依あそばした動機は、如何なる事て在つたかと尋ねるに、別に何の際もない、只自然に御歸依なされたも

の、やうである、去りながら、その御歸依の態度といふものは普通でない、先づ第一に御自分が關白を、御辭職に成つたのが、四十七歳の御時、建久七年十一月二十五日である、それから御隱居所として、字月の輪といふ處へ、御殿を御造營に成りました、その時の御普請奉行には、三位範季といふ人で在つた、そこで、その建坪設計等を爲すに至つて、兼實公より御支關の側に、「別段の一室を設けよ」この御差圖あるゆへに、範季卿は之を怪み「是れまで他の殿方の御館も、拜見仕るに、斯る室を設けたるは見候はず」と申上たるに、公には「是れは別に考へがあるのだから、先づ疾く造れ」と仰せられて、その工事を急がれたことがある。

然るに此の一室は何の御用にかと思ひたるに、即ち宗祖大師の御休

息所に當てられたので在つた、是れ大師はその時、最早六十四歳に成らせられたときであるから、御出のときは先づ此處にて休ませ奉りて、後に御對面あらん爲めの御用意で在つたのである、實に御歸依の餘り、斯くまで御心づくしの、御沙汰にも及ばれた次第であらう。

當にそればかりでない、大師が御出に成るとき、何時でも跣足に成りて、下り迎へさせ給ひたことがある、之に就て或るとき、聖覺法印と三井の大納言僧都覺心と、月の輪殿へ参り合せ居たる處へ、大師が参へられた、さうすると兼實公が、突然立つて跣足で出迎へさせられたから、居合せたる覺心僧都も、聖覺法印も、同く下り迎へけること、大師は覺心僧都とは、初對面なれば、僧都をあやしげに見給ふ、

此の時、聖覺法印、「あれは大納言僧都御房に候ふ」と申されければ、僧都は取りあへず、自ら「覺心に候ふ」と名乗り申された、是れその意は、大納言も僧都も、世に多きことなれば、實名にて某と知らせられたのである、是れ等も畢竟、月輪殿が斯様に崇敬し給ふゆへに、他の貴權高德も、俱に崇敬をするに至つたのである、それから兼實公は、彌々大師へ御歸依ふかく、益々御念佛の信仰も高まりければ、五十三歳の御時、建仁二年正月二十八日、大師を和上に請じて、剃髮の本意を遂げさせられ、法名を「圓證」と御名乗り成され、更に大師を戒師として、圓頓戒をも受けさせられ、戒法に依つては身と心の慎みの用心と爲し、彌陀の本願念佛に依つては、往生極樂の安心を定め、安心と用心とは、車の兩輪鳥の二翼の如く、實に信

心堅固の念佛行者と成らせられ、全く淨土宗信徒の模範と成らせられたのである、故にこそ淨土宗骨目の教典、撰擇本願念佛集の如きも、此の兼實公の爲めに、大師が御述作を爲された程の次第である、勿論この撰擇集、御述作の事に就ては、之より先き建久八年、冬の頃、大師聊か御病氣にて煩ひ給ふ事が在つたので、月輪殿ふかく御心配あらせられけるに、幾程もなく平癒は爲されたが、大師は他に深く思召す事が在つて、其翌、建久九年正月一日より、「房籠り」と稱へて草庵の内に閉ぢ籠り、更に他の請待には赴き給はぬ事に成つた、そこで兼實公より、右衛門尉藤原の重經といふ者を、御使として「淨土の法門、年來御教誡を承くといへども、心腑に納め難し、願くは要文を記し給へ、且つは面談に擬へ、且つは後の御形見にも

具へん」と申入れられければ、御弟子の安樂房を執筆として、此の撰擇集を撰述せられけるに、第三章段、書寫の時、安樂房「余若し筆作の器にあらずんば、斯の如きの會座に、參ぜざらまじ」と申けるを、大師之を聞き給ひて、「此の僧、憍慢心あり、斯の如き事を爲さしめば、惡道に隨しなん」とて之を却けられ、更に眞觀房感西にその執筆を命じたるに、感西は頻に「其器にあらず」とて御辭退申たけれども、「只余が言ふ事を、筆記せよ」とて更に御許しなく、遂に終りまで眞觀房に書せしめて、之を月の輪殿に進ぜられたのである、殊に此の書物を、月の輪殿へ進ぜられたとき、建久九年五月一日の夜、大師の夢中に、善導大師、御來現ありて「汝專修念佛を弘通する故に、殊に來れるなり」と示し給ふ、是れ此の書が、善導の

思召にも契へる證據である、實に深く信すべきことである。斯の如く大師と月輪公との御間柄は、別段の御因縁が在つたものに相違ない、それ故にこそ大師七十三歳の御時、元久二年四月五日、月輪殿へ參り給ひて、數時間の御法話ありて御退出のとき、月輪公は例に依り、御跣足にて庭上に御下り遊ばして、大師の御うしろ姿を、遙に伏し拜み、額を地に着け、良久く在りて起きさせ給ひ、涙に咽びて仰せられけるは「上人の御姿、地を離れて虚空に蓮花を踏み給ひ、御うしろに頭光を現じて、出て給ふを見ざるや」と仰せられけるに、其傍に右京權太夫入道戒心、中納言阿闍梨尋立の兩名は、居たれども、此の御姿を拜むことは出来なかつたとある、是れ大師と月輪殿との御間柄には、前世よりの別段の御因縁が在つたものと

見へる、勿論後に大師の御姿を、頭光蓮座にするは、此の時、兼實公の御拜みに成つた御姿を、摸したるものである、されば本地垂迹なごいふことも、他人からは、何共いふことの出来ないものであるが、その信仰の手前から信ずるときには、又有り難いものである。そこでその當時に在つて、多くの權門貴顯の方々も、みな大師へ御歸依に成つたことではあるが、兼實公の如く大師を信じた人は他にない、恰も大師が善導大師を御信仰に成つたと同じことである、故に大師が善導様を想ふことは、全く阿彌陀如來と思召たに相違ない、それであるから「仰て本地を尋れば、四十八願の法王」と仰せられてある、そののみならず、夢中の感見には、半金色の御姿として御現れに成つて居る、故に吾淨土宗の寺院に、兩大師として御安置申

上る善導元祖の御姿は、一は元祖の感見、一は月輪兼實公、現見の御姿を摸して、善導大師は、その本地を示して半金色と爲し、宗祖大師は月輪公の御信仰を標準として、頭光蓮座の御姿と爲して、御安置を申す次第である、されば過去の業因と、今の信仰とは、相待つて現はるゝものに相違ない、況して今日吾々が、信佛の因縁に依つて、現世後生の往生を遂げ得ることも、必ず何等か宿世の因縁に依るものに相違ない、されど亦如何に宿世に、諸佛に見へたる因縁あるにもせよ、若し現在に信仰を發すことが出来ぬで在つたなら、折角、逢ひ難き本願に逢ひながら、發し難き道心を發さぬものにて、寶の持腐れと成るは、實に口措きことなれば、冀くは賢を見ては齊しからんことを思ひて、兼實公の御信仰に習ひたきことである。

第十一 武人得益

宗祖大師の曰く「彌陀の本願は、機の善惡をいはず、行の多少を論ぜず、身の淨不淨を撰ばず、時處所因を嫌はざれば、死の縁には依るべからず云々」こは、その當時、武藏の國の御家人、猪俣の黨に、甘糟太郎忠綱の爲めに、御訓誠に相成りたる御詞の一節である、さてその當時に在つて、宗祖大師の御教化を蒙りて益を得たる武人は、獨り甘糟太郎一人のみではない、勅修御傳の上に現はれたる人々のみにても、熊谷、園田、宇都宮、大湖、津の戸等、幾多の武人は、數知れぬ程の事なれど、その中に於ても、最も簡單にして明了なる御利益を蒙りたるものは、此の甘糟太郎であらうとおもふ、それは

何故といふに、如何にも單刀直入である。

抑々此の甘糟太郎といふは、武藏の國の御家人とあるは、武藏の國に居つて、源氏に隸屬したる者といふ意味にて、その當時は、平家は衰へ源氏の世と成りたる折柄故に、鎌倉幕府、源の頼朝の爲めに、京都に詰合ひたるものご見へる、然るに此の人、ふかく大師の御教化に歸依して、常に念佛しける折柄、比叡山に於て堂衆といふものの一類、非常に拔扈して衆徒を輕蔑し、遂に日吉八王子の社壇を城廓として、惡行を働くといふ争動が起つたのである、勿論、叡山僧侶の中に衆徒と堂衆といふものゝ區別が在つて、その衆徒といふ方は、常に學問をして法要を司る方の僧侶にて、是れは全く眞正の僧侶である、けれども堂衆といふ方は、最も下司の方で在つて、堂番

こいふ程の者にて、渾て衆徒の下に就て、掃除萬端の雜務を爲すべ
 きものである、然るにその當時は、亂世の時代なるまゝに、多くは
 戦争の落武者なごが、此の堂衆に成つた事にて、次第に武力を以て
 拔扈し、その上席に居る衆徒等を、蔑ろにするのみならず、果ては
 日吉神社の境内を城廓として、其處に楯籠り、その山法を破るのみ
 か、朝廷の命令にも順はぬこいふ我儘を始めたので、朝廷に於ても
 之を捨て置き難く、源氏の隸屬として朝廷御守護の爲めに、京都に
 詰め合ふ所の武士に、その討伐方を、命ぜられたのである。
 此の時、甘糟太郎忠綱、みづから進み出で、其勅命に應じ、時は
 建久三年十一月十五日、彌々手勢を引具して、彼の比叡山の鎮守な
 る日吉權現、社壇の城廓に向つて、押し寄せるこいふここに成つた、

此の時、甘糟が想ふには「我は日頃法然上人の御教へに順ひ、後生
 の爲めに念佛相續する身の上、今俄に戰場に出で、戦はゞ、其まゝ
 修羅の巷、一を是とすれば一は非なり、如何はせん」と思ひ煩ひ、
 「先づ此の事は、上人に依つて決するより外に道なし」と想ひ詰め、
 突如、上人の所に参りて申様「我等如き罪人なりとも、阿彌陀佛の
 本願を頼みて、念佛を申せば、往生に疑ひなき旨は、豫て御をしへ
 を承けて、承知仕る所さはいへごも、それは病の床に臥して、閑に
 臨終せん時の事で御座らう、然るに武士の習ひは、進退ともに自己
 の意に任せ難く、今正に勅命に依りて、叡山堂衆、追討の爲めに、
 日吉の城に向はんとする時で御座る、若し進んで父祖の遺業を失は
 ず、退きては子孫の後榮を想ひ、身を捨て、敵と戦はゞ、悪心のみ

盛にして往生極樂の願ひ發り難し、去りて又願往生の心のみを發さば、却て敵の爲めに虜せられ、ながく臆病の名を遺して、忽に譜代の跡を失ふに至らん、何れを捨て何れを執るべしといふこと、愚意わきまへ難し、冀くは弓箭の家業をも捨てず、往生の本意をも遂ぐる道あらば、御一言を承らん」と申上ければ、大師この時に仰せらるゝ様は「彌陀の本願は、機の善惡をいはず、行の多少を論ぜず、身の淨不淨を撰ばず、時處諸縁を嫌はざれば、死の縁に依るべからず、罪人は罪人ながら、名號を稱へて往生す、是れ本願の不思議なり、弓箭の家に生れたる人、たごひ軍陣に戦ひ命を失ふことも、念佛せば本願に乗じ來迎に預らん事、ゆめ疑ふべからず」と懇に教へ給へければ、「それにて不審ひらけ侍りぬ、さては忠綱が往生は、

彌よ今日決定」と悦び、遂に大師の御袈裟を頂きて、鎧の下に懸け、それより頓て日吉八王子の城に向ひ、命を捨て、戦ひけるに、太刀打をれて、深き疵を被りければ「今は斯う」と見へけるに、太刀をば捨て合掌し、高聲念佛して、敵の爲めに身を任せたとある。その時、紫雲戰場に垂れ覆ひ、異香をかぐ人さへ多かりければ、此の時、ある人、「北嶺に紫雲たなびく由」を申ければ、大師之を聞き給ひて「あはれ甘糟が往生しつるよ」とぞ仰られける、加之甘糟が、國に留め置く妻室の夢に、良人の太郎忠綱あらわれて、今正しく極樂の往生を遂げる由」を示しければ、妻女はその夢の告に驚き、直に國許より飛脚を立てけるに、都よりも「此の事を國許に知らせん」とて下る使に行き逢ひて、田舎の夢の告げと、戦場の往生の様と、

互に語り合ふたごいふも、亦實に不思議の事ごもである、是れごいふも、みな大師御勸化の御利益である、されば最初に拜讀したる通り「彌陀の本願は、機の善惡をいはず、行の多少を論ぜず、身の淨不淨を撰ばず、時處諸縁を嫌はざれば、死の縁に依るべからず、罪人は罪人ながら、名號を唱へて往生す云々」ごは、獨り武人の身の上のみに拘らず、實に末世吾々の爲めには、有り難き御をしへご信じて、臨終今はの、その時までには、稱名相續、怠らぬやう致したきことである、次に尙一名、紹介いたすべきは、彼の熊谷の入道蓮生である、此の人も亦武藏の國の御家人として、源の頼朝公に事へ、却々の強の者にて、平家追討の時は、處々の合戦に忠を致し名を擧げ、武勇の道に於ては、他に双ぶものもなき事て在つたが、所謂宿

善の内の催しける故にや、一朝、事に依つて幕府將軍を、怨み申す事あるが一の動機と成り、自ら剃髮して蓮生と名乗り、鎌倉より直に京都に上り、その當時に在つて、化導に名高き聖覺法印の處に尋ね行き、只管、後生菩提の事を、御尋ね申けるに、法印は「左様の事は、吾師、法然上人に、尋ね申さるべし」と申されければ、一單氣の熊谷入道は、直に大師の御庵室に尋ね参り、偏に後生菩提の事を、お尋ね申けるに、大師は「末世今時のお互の身の上は、罪の輕重をもいはず、たゞ念佛だにも申せば、それにて往生は出来る、別の仔細なし」と易々と仰せられける御詞を聽て、熊谷は何をか深く感じけん、只さめくと、聲打ち立て、泣きければ、大師は「怪しからぬ事」と思召して物をもの給はず、暫くありて「何事に泣き給

ふぞ」と御せられければ、熊谷はホロ／＼と落る涙を押へつゝ、「僅この世の忠義にすら、命を捨つる習ひなるに、後生助かる程の一大事には、必ず手足をも切り、命をも捨てゝぞ、助かるべきものと、定て仰せのあらんかと、思の外に、易々と仰せを承りて、餘りに嬉しく、我を忘れて御前をも憚らず、泣きたる次第で御座る」と如何にも後生を、心配したるものと見へければ、大師は更に慰めて「無智の罪人の念佛申て往生することは、阿彌陀如來御本願の正意なり」とて念佛の安心等を、細に授け給ひければ、ふた心なき専修の行者となり、久く大師に御事へ申す身の上とは、成つたのである、そこで或る時の事で在つたが、大師、月輪殿へ御出の時、此の入道が、推參に御供を仕たいといふ事で在つた、その時、大師は、「之を止め

ばや」と思召されたれども、「素より強情の癖者なれば、却て悪しからんか」と思召して、何とも仰せらるゝ旨も無かつたので、終に月輪殿まで参りて、御立關の靴ぬぎの處まで行き、此處に控へ、濱縁に手を打懸け、依り懸りに成つて居たりけるが、奥の方にては、最早、御説教が始り、その御聲も微かに聞へければ、此の入道大聲擧げて「あはれ此の娑婆ほご、口惜き處はない、極樂には斯る差別はあるまじきものを、談義の御聲も聞えはこそ」と叱り聲に、怒鳴りければ、月輪禪定殿下、之を聞召して「こは何者ぞ」と仰せられければ、大師は如何にも痛心に思召して「あれは熊谷の入道とて、武藏の國より、罷り上りたる癖者なるが、推參に供して参り出たることゝ存ぜられます」と仰されければ、兼實公は、優く「たゞめせ」

とて御使を出されて召されけるに、熊谷は一言の御辭退にも及ばず、直にズカくと、御前の大床に出て、聽聞しけるが、又非常に心に感じたるものと見へて、バラくと涙を流し「往生極樂は未來の果報、尙遠し、今忽にして堂上を許され、今生の果報を、感じぬること、此の御念佛を行ぜずば、いかで此の式に及ぶべき」と大聲擧げて泣きければ、殿中列座の人々も、みな驚いて、熊谷の舉動に感じたとある。

さて熊谷入道、念佛往生の信心彌々決定して後は、偏に上品上生の往生を望み「我若し上品上生の往生を遂げまじくば、下八品には迎へられまいらせじ」といふ堅き誓願を發して、頻に念佛を勵むこと、全く一向專修の行者である、それ故に「行住座臥不背西方」の文を

深く信じて、常に「西方は阿彌陀如來のまします方角であるから、背にしては濟まぬと」いふので、造次にも西方は背にせぬといふて、威張つて居つた處が、京都より一たび關東へ歸省せねば成らぬ事に成つた、自ら歩行するときは據なきも、若し馬に乗るときに成ると、その馬に鞍を背向に置かせて、之に打乗り、口を引かせけるに、他の人、之を怪み尋ねたる時、

「淨土にも、剛の者とや、沙汰すらむ、

にしにむかひて、ろしろ見せねば」

と詠じたとある、之を以ても實に信心堅固の行者と、成つたといふことが知れる、それ故に大師も、常に熊谷の事を思ひ出し給ひては「坂東の阿彌陀ほとけ」とぞ仰せられたとある。

此の連生、彌々念佛の功を積み、生年六十九歳、建永元年の八月に至り、「連生は明年二月八日往生すべし、若し余が申所に、不審あらん人は、来て見よ」と武藏の國、村岡の市に、建札を爲した、そこで彌々その日に、至りまするこ、遠近を別かたず、熊谷が宿所へ、群集するこ幾千萬といふことを知らず、既に其日は、連生も未明に沐浴し、佛前の禮盤に登り、高聲念佛、頻りに體を尅むる、譬へやうもなき程に勤め居る故に、群集の諸人も、亦眼をすます所に、彼れ暫くありて念佛を止め、眼を開き諸人に向ひ、「今日の往生は延引で御座る、何れ来る九月四日には、相違なく往生を遂げる、願くはその日に御出下されたい」と遣つた、そこで群集の諸人は、みな各自に悪口するここゝて、妻子眷屬や、親戚の面々は、みな「面目

なき事なり」とて歎きたるに、連生は平然として「是れみな阿彌陀如來の御告げに依るものにて、来る九月四日といふこども、亦私の計ひではない、偏に阿彌陀如來の御告げに依る事であるから、仕方がない」とこの事で、それなりに過ぎたのである。然るに愈々その年の春も過ぎ、夏も去つて、秋の半ば、八月の末に至りて、聊か病氣の催しあり、九月一日には、空中に音樂の聲を聞くこいふて喜び、更に苦痛の様子なく、身心安樂にして、愈々四日の未明には、最早沐浴して、それく臨終の用意を爲す、諸人亦群集するここの前回の如く、既に午前の十時頃に至るこ、大師より給はりたる彌陀三尊の來迎佛を懸け、その前に端座合掌して、高聲念佛しけるが、その念佛と共に、息の止まるこきに、口より光りを放つ

て、實に芽出たき大往生を、遂げたごある、此の時みな一同に「成る程彼れが、常の誓願の如く、實に上品上生の往生、うたがひなき事であらう」と深く信ずることが出来たのである、されば戰場に出て、人を殺した程の人々でも、彌陀の本願に依るときは、みな等しく現世後生の大益を蒙ることは、素より疑なきことである、況してその他の者をやこ、勵て念佛相續すべきである。

第十二 衆徒企訟

七箇條起請文に曰く「自ら佛教にあらざる邪法を説きて、偽りて師範の説と號するここを停止すべき事」こそ是れは大師が、進みては叡山衆徒の儻陶を休め、退きては弟子の儻見を誡めんが爲めに、七

箇條の事を起して起請を爲し、宿老たる輩八十餘人を、連署せしめられたる七箇條の中の第七條目の一箇條である、されば此の時既に彼様なる不都合の事を、行ふものが在つたご見へる、勿論いまだ無いに仕た所で、その兆し位は必ず在つたものに相違ない。

凡そ物事は何事に依らず、「物盛んなるときは弊随つて生ず」といふことは、此の娑婆世界の常則ごもいふべきものにて、如何なる善事の中にも、必ず多少の弊害ごいふことは、逃れる事は出来ぬ、是れが所謂、淨土にあらざる穢土のお蔭である、何ごも仕方のないことである、殊に世の諺にも「善事魔事多し」といふて、善事ほど魔障が多い、一體その魔ごいふことが、具には麻羅ごいふ、梵語である、之を支那文字に翻譯すれば、「障善道」といふことに成つて、善き事

に障りを爲すといふことが、即ち魔である、然るに此の魔には、内魔と外魔との區別がある、而してその外魔とは天魔である、その天魔に又魔王と魔民との區別がある、然るにその魔王と魔民とは、何れの處に住居をするかといふに、此の娑婆の中に於ても、欲界といふ處は、別段に私欲の多い者の集り處である、然るにその欲界の中の最上の處を、第六天と名けるのである、そこで第六天の王は、此の欲界の主である、それにも掲らず、佛が法を説いて、此の欲界の衆生を濟度するといふと、その濟度に預つたものは、啻に欲界のみならず、色界、無色界の、擊縛まで、みな解脱して了ふ、さうなるに、第六天の眼からは、一人の解脱は一人の眷屬を失ふことに成る、そこで佛道修行の事には、殊更に邪魔をするのである。

既に釋迦牟尼如來が、出世成道と申て、佛に成らうといふときは、此の第六天の魔王は、極力反對して、始めには種々の脅迫手段を執つて、威嚇して見たけれども、何うしても、その心を動かさぬ故に、今度は誘惑手段を以て、種々の美人麗姿を遣して、陥れんことしたけれども、些も心を動かさず給はぬ、之を八相成道の中の降魔相といふのである、併し是れは釋迦牟尼佛の如き大人物であるから、魔王が親ら手を下したものであらう、けれども他の凡庸の修行者に至つては、大概その魔王の眷屬たる魔民が、障りを爲すのである、そこで魔民ごもが、佛法に障りを爲さうといふときは、多くは佛弟子ご爲りて、その障りを爲す、之を佛は梵網經の中に「佛子自ら佛法を破す、外道天魔の能く破する所にあらず、譬へば獅子身中の蟲の、

獅子の肉を食つて、餘外の蟲にあらざるが如し云々」を仰せられてある、されば今大師の勧め給ふ専修念佛に、障りを爲すべき事を爲したるものは、矢張、魔の眷屬で在つたに相違ない、故に大師も亦この箇條の注釋に「予が弟子にあらず、魔の眷屬なり」と仰せられてある。

さて前來に述べ來つた所は、外魔の部分である、而して此の外魔が、障りを爲さうといふときには、必ず内魔の便りを得ねば、何うすることも出来ぬ、彼の釋迦牟尼佛の降魔相の如きものである、されば自己の内魔さへなければ、外魔は何うすることも出来ぬのである、然るにその内魔といふものが、如何なるものかといふに、畢竟各自の精神内に、潜む所の私利私欲の心である、勿論この欲界は、私利

私欲の世界であるから、各自の此の肉體が、みな私利私欲の凝結物である、故に佛は之を「五欲」と仰せられて、眼耳鼻舌身の五官は、みな私欲一點張りの盲目的の欲を有つて居る、勿論「それでは耻かしい」といふ意がないではない、けれどもそれは皆、精神の方の作用である、若し肉欲の一方から言ふたなら、みな盲目的の私欲である、去りながら若し肉欲のみであるならば、唯その時の出來心で済む譯であるのだが、その私欲が、精神の中に薰染して居る、之を無明煩悩と名ける、是れは肉欲と相應じて、尙一層漆濃い所の私欲である、此の私欲が即ち内魔である、されば此の私欲の有る所へ、外魔が附け狙ふのである、之を即ち内魔外魔と名けたる次第である。然るにその内魔外魔は、個人の上にある事なるが、若し之を世間の

上に見るごきには、内弊外嫉となる、そこで吾宗祖圓光大師が、專修念佛、御主張の時にも、矢張この内弊外嫉が起つたのである、勿論その事が盛んに行はれなければ、個人に留まるから、内魔外魔で、事が終る、けれども我宗祖大師の御弘めに成る專修念佛の如きは、御開宗以後の勢ひといふものは、非常な事て在つて、上は三朝の天子を始め奉り、三公九卿より、下萬民に至るまで、みな我大師の御教へに、隨ふといふここに成つたのであるから、所謂「物盛則弊隨生ず」といふ古語に違はず、内部には、一念義、本願誇り等の、弊生じ、その本願誇りとは、阿彌陀如來の本願を楯に取り、「素より惡人目的の御本願なれば、罪惡は憚るに及はず」さて因果の道理を蹴躐して、佛敎の軌道を脱して、「惡業を顧りみぬ」といふ族も出來、

それから一念義といふは、有名なる成覺房幸西といふものは、本は天台の學者にて、我大師の御弟子と成りたるものなれど、後には一向專修の行を厭ひ、本學びたる天台の學問に引き入れて、本門の彌陀、迹門の彌陀といふ事を立て、「十劫以前に正覺を取りたるは、迹門の彌陀にして、本門の彌陀は、無始本覺の如來なる故に、我等所具の佛性と、全く異ことなれば、此の謂れを聽て信ずれば、その一念の當體に、往生は出來たのであるから、多念數遍の日課稱名は、無益である」といふのが、成覺房幸西の一念義である、されば一念義は、本願の念佛に依らずして、無間修の日課を廢し、本願誇りは、その御本願を楯に取りて、因果を撥無して、邪見に陷へるのであるから、實に大師の爲めには、「魔の眷屬」といはねばならぬの

である。

既に内部に此の弊害が起つたのであるから、外部の天魔、決して之を見逃すべきものでない、加之、我慢嫉妬は、此の欲界の習ひにて、自ら高振り他を侮らんとするもの、他の隆盛を見て、決して快しとすべきものでない、「隙もあらば一撃を試みん」と狙ふ折柄に、同じ御弟子の内に、成覺房と三位基親との間なごには、既に諍論を起して、大師にお訴ひ申すと、言ふやうな事も在つたのである、此の時に當つて、素より我慢勝他の義を争ふ、南都北嶺の衆徒と申て、南都に在つては興福東大の二寺、北嶺とは、比叡一山の衆等、みな一同に起つて、「専修念佛の興行は、佛教に害あるものと爲して、之を止めん」として既に、土御門院の御宇に、叡山大衆の憤りある由は、

聞へたれど、何時となく、その事も止みて過ぎにしが、遂に元久元年の冬の頃に至りて、比叡山大講堂の前に、東塔、西塔、横川、三塔の大衆、相會合して、「専修念佛を停止すべし」といふ議決を爲し、之を叡山坐主、眞性大僧正に、訴ひたのである、されば座主大僧正は、此の一山大衆の議決を、その儘に預り置く譯には行かぬ、既に一山大衆の議決と成つて、申出でられたる以上は、座主大僧正は、何うしても、一山大衆を代表して、朝廷に訴ひねば成らぬ順序と成るのである。

然るにその當時に在つては、比叡山一山大衆の議決といふ事は、假令、理であらうが、非理であらうが、非常な勢力のある事て在つた、それは何で知れるかといふに、歴史にも書いてある事だが、後白河

天皇の御語に「朕が自由に成らざるもの三あり、一には賀茂川の水、二には双六の碁、三には山の法師」と仰せられてある、成る程、賀茂川の水は、平生は石原に成つて居るが、一朝豪雨の時には大洪水と成る、如何に 天皇の御威光でも仕方がない、又双六の碁といふものも、それと同じやうなもので、一を出ださうとしても三が出たり、三を出さうとしても六が出たりして、仕方がない、然るに之に並んで山の法師とは何である、是れは比叡山の大衆の事である、此の比叡山大衆が、一旦議決して、朝廷へ持ち出したら、何うしても承知せぬ、彌々自分等の言ふ事が、通うらなくなると、日吉神社の神輿を擔いで、朝廷へ、あばれ込む、そこで 後白河天皇様も、彼の山の法師は、御自分の自由にも成らぬものと、お諦めに成つたと

いふことであらう、されば今三塔の大衆が、大講堂の前に集つて、専修念佛、停止の議を決したといふのであるから、却々以て容易なことでないのである。

そこで大師は、此の事を聞き給ひて、先づ進んでは叡山大衆の憤りを休め、又退いては内部弟子の僻見を誡めんが爲めに、大師はその當時、門弟に列する人々を集めて、左の如き起請文を、御認めに相成つた。

普く予が門人、念佛の上人等に告ぐ。

一未だ一句の文義を窺はずして、眞言止觀を破し、餘の佛菩薩を、謗する事を、停止すべき事。

一無智の身を以て、有智の人に対し、別解別行の輩に逢ひて、好で

一 諍論を致す事を、停止すべき事。

一 別解別行の人に對して、愚知偏執の心を以て、本業を棄置せよと稱して、強に之を嫌ひ笑ふ事を、停止すべき事。

一 念佛門に於きては、戒行なしと號して、専ら嬉酒食肉を勧め、偶律儀を守るをば、雜行の人と名けて、彌陀の本願を憑むものは、造惡を恐るゝこと勿れと、いふことを停止すべき事。

一 未だ是非を辨へざる痴人、聖教を離れ、師説を背きて、恣に私の義を述べ、猥りに諍論を企て、智者に笑はれ、愚人を迷亂することを、停止すべき事。

一 愚鈍の身を以て、殊に唱導を好み、正法を知らず、種々の邪法を説きて、無智の道俗を、教化する事を停止すべき事。

一 自ら佛教に在らざる邪法をこきて、偽りて師範の説を、號することを停止すべき事。

元久元年十一月七日、沙門源空、在判。

宿老八十八名、連署。

右の起請文、更に法蓮房信空に執筆せしめ、之を叡山座主、眞性大僧正に、進達せられ、その上に之と同時に、御自分一己の起請文を、お認めに成り、その起請誓約の旨意は、「源空が勸むる念佛は、決して他宗他派を、誇るの義でなく、他宗他派の教に漏れたる多くの人を、普遍的に廣く救はんこの意に出でたかるものにて、全く佛の大悲を、末代に及ぼすものに、外ならぬのである、若し此の事に偽りあらば、如何なる現罰をも、甘んじて受けませう」この趣である、

是も同く元久元年十一月七日附にて、門弟宿老連署の誓約を、兩方相並べて、座主大僧正に、進達せられたのである。

此の時、月の輪の兼實公も、亦非常に御心配に相成りて、同く十一月十三日附を以て、座主大僧正に向けて、一通の書面を送られた、その御書面の趣きは「我師法然上人の思召は、豫てその御誓約御進達の通り、全く佛の大悲を、末代に傳ふる有り難き法門なるに、之を妨げんごするは、何たる天魔の所爲ぞや、如何に末世ごはいへ、善事を悪ご爲して、刑罰を加へんごするならば、自分親ら師範に代りて、その罪を受くべし」この趣きである、そこで月輪殿よりは、此の強き身換りの御書面、大師の方よりは、御自分の誓約と、宿老門人連署の誓約書が、參つて見れば、その正法に咎なきことを、明

すに一點の餘地もなきことなれば、流石に叡山大衆の怒りも、その口實を失つた事にて、それで事止みに成つて了ふたのである。

それで叡山の方の外嫉は、その口實を失ひて、粗ぼ事止みご成つたのであるが、南都興福寺の方の憤りは、尙止まぬで、翌元久二年九月に至りて、専修念佛の弊害を論じて「法然上人並に、その弟子權大納言公繼をも、重罪に處せられたい」といふ訴状を、朝廷に差出された、けれども此の時は、最早その弊害のある所も解り、大師の勧め給ふ念佛の功德も、明に成つたごきであるから、却つて朝廷より、興福寺の方へ、御説諭が在つて、その訴状も却下せられた事にて、専修念佛の興行も、彌々盛ならんごするごきで在つた、大師の親切は、又更に叡山大衆を、諭す爲めに、「總じては生死を厭ひ、佛道に

入るべき謂れ、別しては無智道俗男女が、念佛するに依り、決して諸宗の妨げには成らぬ」この趣を、聖覺法印に執筆せしめて、叡山に贈られた、之を世に登山状と、名ける有り難き御書である、されば如何に外魔の障りは、あらうとも、内魔の障りさへ、降服するこゝが出来たであるならば、遂には晴天に白日を、拜することも出来るに至るのであるから、内魔の降伏に、力を用へたきこころである。

第十三 門弟死刑

善導大師廣懺悔文に「願共衆生悲心相向、佛眼相看、菩提眷屬、作眞善知識、同生阿彌陀佛國乃至成佛云々」こゝ、その懺悔文の終りの所に仰せられた御詞であるが、如何にも身に沁みて有り難く感ぜらるる

るのである、それは何故といふに、彼の叡山の大家が、如何に粗暴な舉動を以て、大師の弘め給ふ専修念佛を、停止せしめん企てたけれども、如何にも大師の態度が、深重で在つて、慈心を以て相向ひ、佛眼を以て相看る、御所置で在つたから、之を何うする事も出来ぬで、遂には事止みに成つて了ふた、されば慈心佛眼の力といふものは、實に豪いものである。

されど亦唯、慈心佛眼といふたのみでは、些ぞ深り難いであらう、そこで今此の善導大師の御詞を、一應讀み下して見るこゝ、唯願くは、十方の三寶、我懺悔を受け、我清淨を憶し給へ、願くは多くの衆生と共に、常に慈心を以て相向ひ、佛眼を以て相看て、菩提まで眷屬し、眞の善知識と作つて、同く阿彌陀佛國に生じ、乃至成佛せん」こゝ

仰せられたのであるから、通佛教の上から見ても、浄土専門の上から見ても、又は今日現在の立脚地から見ても、此の上に出づる良法は、あるまいと信ぜらるゝ、殊に「偏依善導」仰せられた宗祖大師の思召も、此の外にはあるまいと思はれる、その中、殊に現在の吾々の身に取りて、今の立脚地を、正しく履まんこしたならば、何事に就ても「慈心を以て相向ひ、佛眼を以て相見て行く」といふより外に仕方があるまいとおもふ。

然るに吾々凡夫の悲さには、その順境と逆境とに依つて、或は憎嫉となり、或は愛執となり、佛眼を以て相見るなごゝいふことは思ひも寄らず、僅に些少なる慈心を以て相向ふといふ事すら、容易に出來兼ねるのである、それ故に、布施、愛語、利行、同事の、四攝法

は菩薩行の最も直接なるものとは、常に聞きながらも、之を實行するといふことは、却々以て困難なものである、勿論その「布施愛語利行同事」といふことは、みな慈心を以て相向ふものには相違なきも、その慈心の程度といふものにも、亦段々が在つて、所謂、衆生縁の慈悲、法縁の慈悲、無縁の大悲といふ様に、大悲、中悲、小悲の區別もある譯であるが、その大悲中悲なごゝいふことは、吾々の程度では、尙た六かしいであらうが、切ては小悲の分齊でなりとも、慈心を以て相向ふことが、出来れば重疊である、けれどそれが亦困難であるから、偏に善導元祖の御指南に任せ、親切の親玉なる阿彌陀如來に、御縫りをして、その目的を達するより外に、道がないのである。

然るに宗祖大師と、その御弟子の住蓮安樂なごは、餘程その慈心の程度が違ふのである、そこで大師の慈心に依つて、南都北嶺などの訴訟も、次第に止まり、専修念佛の修行も、盛に行はれて、先づ先づ無事に過ぐる所に、建永二年十二月九日、人皇八十二代、後鳥羽院様が、紀州熊野山へ、御臨幸を仰せ出された、丁度その頃、大師の御弟子にて、住蓮房といふ人と、安樂房といふ方が、發起にて、京都東山、鹿が谷といふ處にて、長時の別時念佛を開修せられて、その専修一行の助業として、日々に六時の禮讃を、勤められる事て在つた、處がその禮讃には、定まれる節拍子のある譯ではなけれども、みな熱心なる信者の勤むる音調とて、如何にも哀歎悲喜の音曲をなす様なごが、珍らしく有り難く聞へければ、聽衆おほく集

り參詣して、發心する人も、餘多ありたのである。然るにその中に於て、後鳥羽の院様の、御所の御留守を仕て居られる女官が、遂に發心して出家したのである、勿論その當時の女官や、宮女の身の上を、推察して見ると、隨分氣の毒な者で、外には源氏や平家の盛衰する有様が、みな自分達の身に響き、その上に、内には御上の寵愛に盛衰ありて、昨日の全盛は今日の恨みとなり、彼の妓王妓女や、佛御前などの事跡を以ても、知ることか出来るのである、畢竟その御留守中の女官が、出家したといふ事も、みな是れ等の事情に依りたるものご、推察せらるゝのである、勿論人の發心といふものは、逆境にのみ限らぬ、順境にも發心する人もある、又「法然道理の聖り」といふやうに、自然に發心する人も、あることなれ、

ば、一様に判断は出来ぬことなれど、多くは世の無常を感じて、發心するといふものである、されば御留守の女房の、出家といふ事も、此の邊の事情に、依つたものであらう。

此に於て、後鳥羽の院様、紀州より御還幸の後、この事を、惡し様に申上げたる人にもあるか、勿論、人たるもの出家するには、出家を爲すべき手續きあり、官に事へる者は、官の許を受け、父母に事へる者は、父母の許を受けねば、みな不法である、不法の出家を咎め給ふは、素より當然の事ではあるが、後鳥羽の院様の逆鱗は、その出家を遂けたる宮女よりも、その出家の動機を、與へたる別時念佛の發起者、住蓮、安樂の方に、御咎め在つて、翌、建永二年二月九日、住蓮安樂の二人を、朝廷に召されて、咎仰せられたるごとき、

安樂房といふ人は、素より豪氣にして、他に屈することこの出来ぬ人である、そこでその宣告を受くるや否や、直に「見有修行起瞋毒、方便破壊競生怨、如此生盲闡提輩、毀滅頓教永沈淪、超過大地微塵劫未可得離三塗身」と善導大師の法事讚の文を、讀み上たのである、此御文の旨意は、如何にといふに、「念佛修行に妨げをする奴は、誰でも地獄に墮つる」といふ意味である、此に於て 朝廷の御怒りは、彌々強く成つて、忽に官人、藤原の秀能なる者に、仰せ附て、安樂房をば、直に京都六條河原に於て、死刑に行はせらるゝ事と成つた、畢竟この安樂といふ人は、餘りに豪氣で在つて、既に撰集、御述作の時にも、大師より「此の僧憍慢の心あり」とて却けられたる程の人である、斯る奇禍に遇ふも、亦偶然ではない、是れ

尙だ、大師の慈心に、比較するに、未だ足らざる所ありて、他をし
 て怒らしむる行爲の在つたのは、弘法者の深く誠むべき所である、
 そこで安樂房は、彌々六條河原に於て、死刑に行はるゝ事と成つた、
 此の時、素より強情なる信者の安樂房なる故に、少しも屈する色こ
 てはなく、却て潔く、その時が恰も日没勤行の時間に、相當するこ
 て、従容として、奉行の官人に、許しを乞ふて、日没禮讚の勤めを
 行ふた、さうするに不思議にも、その刑場に紫の雲がたなびいた、
 之を見たる人々は、不思議の想ひを爲すとき、安樂房は又更に、同
 情群集の諸人に向つて、申すやうは「我今日、専修念佛の爲めに、
 一命を犠牲にするものにて、決して命は惜むに足らぬ、却て自己の
 本意とする所である、依ては我念佛、數百返の後、十念回向の終る

を待つて、斬り給へ、若しその時に、余が合掌みだれずして右に伏
 さば、往生の本意を、遂げぬること知り給へ」といひつゝ、高聲念
 佛、數百返の後、十念の満ちけるとき、斬られけるに、豫て言ひつ
 る語言に違はず、合掌みだれずして、右に伏しければ、之を見聞す
 る諸人は、みな隨喜の涙を流し、却て専修念佛の御利益、いよく
 堅固なるを信じて、益々念佛に歸依する人が、多く成つたのである、
 されば又至誠眞實の信念ほど、諸人の心を動かすものは、ないので
 ある。

又住蓮房も同く 朝廷に召されて、取調べを受けたるものであるが、
 安樂房の如き激語を用へ無かつた故に、直に死刑には行はれ無かつ
 たが、到底その死刑を逃るゝ譯には相成らずして、遂に江州の馬淵

さいふ處に於て、死刑に行はれたのである、勿論その死刑執行の時
 の奉行は、佐々木九郎吉實といふ者で在つたといふ、之に就て翬讚
 には、住蓮安樂は、素より同様千係の人々なれば、共に六條河原に
 て、死刑に行はるべき道理で在つたのだが、住蓮のみ江州の馬淵に、
 送られたるは如何なる譯かといふに、住蓮房は、本馬淵に庵室を構
 へて、住居せられたといふ廉にて、殊更に馬淵に送られたといふ事
 であるが、その奉行の佐々木九郎が、又彼の地の地頭職で在つたま
 らに斯る役目をも、朝廷より申付られたることであらうとの事であ
 る、されば此の住蓮房が、態々江州蒲生郡の馬淵まで、送つて殺さ
 れたといふことは、俗に「處成敗」といふ意味にて、本人住居の土
 地に送つて、殺されたる譯である。

尙之に就て、住蓮と安樂の、人格を考ふるときは、安樂は、前にも
 述べたる如く、随分激烈なる氣象を、有つて居る人で在つたから、
 斯る過激の禍にも遇ふたのであらう、けれども住蓮に至つては、如
 何なる氣象の人物で在つたかといふことは、未だ詳かでない、去り
 ながら、その系圖を見ると、「源の満仲公より、十代目の末孫で在つ
 て、その曾祖父、「源の信實」といふ者の代より、代々南都興福寺の
 衆徒、僧綱に任じて、武勇の精兵なり」と大系圖の中に記されてあ
 るを以て見れば、南都僧兵の首領株にして、随分強勇の人で在つた
 に相違ない、されば發心して大師の御弟子には成つたものゝ、その
 氣象といふものは、さう直に改まるものでない、それ故に斯る禍に
 も繋つたる次第であらう、若しも大師の如く、用意周到にして、柔

能く強に勝つといふ手段を、執られて在つたならその餘禍を師範の
大師にまで及ぼす程の事は無かつたのであらう。

されど亦、世人の同情を集むるものは、罪なくして禍に遇ふほど、
大なる者はない、彼のソクラテースや、イエースキリストの如き、そ
の最も甚きものである、故に獨り宗教家のみならず、政事家にもせ
よ、軍人にもせよ、その社會の賢人にもせよ、社會の爲めに身命を
犠牲にする如きに於て、その同情の響は、最も強いのである、此の
強い同情が、將來に向つては、自然に世の中を救済するのである、
されば我宗祖大師、御一代の履歴に就ても、若し此の住蓮安樂の出
來事なくして、無事に經過して了ふたであるならば、言ふまでもな
く、大師の御流罪も無かつたに相違ない、既に御流罪がなければ、

門弟方の歎きもなければ、御諫めもない、さうして見ると、大師が
西阿の諫めに對して「假令死刑に處せらるゝとも、此の言いはずは
あるべからず」との御決意をも、伺ふことは出来なかつたのである、
是を以て考ふるときには、住蓮安樂の犠牲が、その儘、末世今時の
吾々を、御救濟くださる善巧方便で在つたかも知れぬ、既に斯の如
く考へて見ると、阿彌陀如來の御本願が、抑々吾等に對する犠牲に
て、歴代祖師や、先哲の御苦辛を、思ふに就けても、彌々有り難く
心得て、その御親切を、無にせぬやうに、せねばならぬことである。

第十四 左遷南海

大師の給く「近日の風聞にいはく、源空、偏に念佛の教を勧めて、

餘の教法を誘る、諸宗之に依りて凌夷し、諸行之に依りて滅亡す云々、此の旨を傳へ聞くに、心神驚怖す云々」とは、是れは曩に比叡山の大眾が、大講堂の前に集合して、「法然房源空が、弘むる所の専修念佛は、佛法に害あるものとして、停止せしめんことを、朝廷に訴へん」とて議決をしたるとき、大師この事を聞き給ひて、大に御心配あらせられ、「先づ進んでは叡山大衆の憤りを休め、退きては弟子の僻見を、誡めんが爲めに」とて弟子の爲めには、七箇條の起請文を御製作なされて、深く之を誡めて連署を爲さしめ、尙之に加ふるに、御自分一己の誓約として、叡山坐主、眞性大僧正へ、進ずべき起請文を御認めに相成り、之を併せて、坐主大僧正へ差出されたることがある、その中の御自分一己の誓約起請文の初に、述べられ

たる御詞が、今最初に讀みたる一段の文句である、此の文句の意味が、全くその當時に在つて、念佛の法門に、妨げを爲したる次等を、述べたる御詞である。

そこで此の事に就ては、月輪の兼實公も、大變に御心配に成つて、叡山の座主大僧正へ、書面を贈られた、それは殆ど同時で在つて、其の年月日をいふと、大師より叡山へ贈られた起請文の月日は、二通ごにも、元久元年十一月七日附である、又兼實公より、贈られたる御書面の日附は、僅かに一周間を隔てぬ、同じく十一月十三日附で在つた、その十三日附の御書面といふものは、随分永い文句で在つて、而も大師の身代りにまで、立たうといふ、實に勢血を奮つた、懣慨悲憤の趣きを、言ひ現した御書面である、そこでその概略を摘

んで言ふて見ると、大體に於て四段に分れて居る、その一は、世間
に傳ふる風聞は、誤りであるといふこと、二にはその辨解である、
それから三には、御自分の信仰、四には御自分と大師の干係を、述
べて結んである、その干係の處に、「身代りにまで、立たう」と仰せ
られてある、されば力のある實に立派な文章である。

然るにその第一に述べられたる風聞云々の事は、大師の御誓約、起
請文に述べられたる意味と、同じことである、みなその風聞は間違
ひである、それは何故といふに、「源空は偏に念佛を勧めて、餘の教
法を謗る、諸宗之に依りて凌夷し、諸行之に依りて滅亡云々」とい
ふのである、それであるから、兼實公も「風聞の如きは、念佛を以
て餘行を止むべき由、勸進の然條るべからず云々、此の條に於きて

は、善導の意、この旨を述ぶるに似たり、然してその旨趣、甚深な
り、行者思ふべし云々」と仰せられてある、それは實にその通りで
ある、何時の世だからとて、念佛が弘まる爲めに、諸宗が廢れるこ
いふ様な、馬鹿な事があるものでない、諸宗の廢れをも尙、救ふこ
この出来るものは、此の念大師ある、勿論、善導大師の釋義に依る
こと、諸行と念佛との干係に就て、廢立、助正、傍正の、三義といふ
ものを立て、諸行と念佛と對待の時には、念佛を正と爲し諸行を
傍と爲す、又助正といふときも、廢立といふときも、念佛を正と爲
し、念佛を立とするといふことは、諸宗の皆ひである、既に宗旨こ
いふものを立てる上からは、その専門に、行ふ所が在つて、宗旨こ
いふものが立つのである、それは天台宗であらうが、眞言宗であら

うが、禪宗であらうが、みなでの宗とする所があるのである、今亦
 浄土宗と、いふ宗旨を立つるからには、念佛宗専門とするは當然の
 事である、既に念佛を専門とすれば、諸行は傍となり、助となり、
 廢と爲る、是れ亦當然の事である、そこで各宗相並ぶときには、相
 並んで互に助と成り、正と成りて、相助けることが出来るのである、
 されば浄土宗の念佛が、盛んに行はれたらして、それが爲めに、
 諸宗が凌夷するの、諸行が滅亡するの、その様な事があるべき道理
 のものでない」と辨解せられたのは、實に有り難い仰せである。
 成程、道理は實にその通りであるから、何れの世の中でも、之に對
 して異論を言ふことは出来ぬ、それ故にこそ、大師の起請文と、兼
 實公の御消息とに依つて、叡山大衆の憤りも、一應は事止みに成つ

たのである、されど人の情執といふものは、それにて斷然消滅すべ
 きものでない、殊に人の心には、嫉妬といふものが在つて、盛んな
 るものは、必ず妨げを受くるといふことは、何時の世でも逃れる事
 の出来ぬのが、お決りに成つて居る、そこで叡山大師の峰起といふ
 たなら、恐れ多い事だが、時の

天子様でさへ、賀茂川の水、双六の碁と、山の法師とは、朕が自
 由に成らぬもの」と憚られたる程の叡山大衆の憤りすら、専修念佛
 の興行には、勝つ事が出来ぬといふ有様に成つたから、専修念佛の
 盛んなる事は、以前に倍して、盛んに行はれたる様に成つたのであ
 る、此の時に當つて、御弟子の住蓮、安樂等が、京都の鹿が谷に於
 て、別時念佛を、行ふといふことに成つたから、世人も亦非常に群

参をして、六時禮讚等の法要も、最も殊勝に、最も賑かに、行はれたに相違ない、此の時に當つて、宮女の出家といふ妨害の緒が發つて、それから住蓮安樂の死刑と、いふここに成たのである、されば盛なるもの程、妨げが多いといふことも、畢竟、人の心には、嫉妬といふ煩惱が多いから、如何に念佛が、極善最上の善事でも、唯道理の一方面で、人の心の奥底にある嫉妬までを、消滅させるといふことは出来ぬ、故にその盛んなる處に、此の禍の緒が、湧いて來た譯であらう。

そこで安樂房が、朝廷へ召されて、罪科申渡しの宣告を受くるごきに、善導大師、法事讚の文を「見有修行起瞋毒方便破壞競生怨云々」怒鳴つたといふ如きは、一方から見れば、隨分、過激の遣り

方ご、いはねばならぬ、けれども亦、本人の信仰から考へて見るご、是れ亦當然の譯で在つて、何も變つた事を言つた譯ではない、既に善導大師の懺悔文の中にも、

「歷劫より以來、嫉妬を懷く、我慢放逸は、痴に依て生ず、恆に瞋慧毒害の火を以て、智慧慈善根を焚燒すべし、今日思惟し、始めて惺悟し、大精進隨喜の心を生せよ」

と仰せられてある、最早吾々凡夫の心の中には、嫉妬といふものが、先天的に具つて居つて、「自分の己惚れ、我儘のみを、愚痴に押し通したい」といふのである、それが自分の思ふ通りに行かないご、腹を立て、固有の智慧も、前來に勤めたる善根も、功德も、みな焚き亡して了ふのである、之を今日始て思惟し、反省して、「今よりは

勉強して、他の善をも、隨喜の出来る身柄に、成りたい」この趣きである、「然るを或る一時の出來事に依り、万機普益の念佛を、停止するのみならず、之を行ふたるものを、死刑に行はうといふのであるから、實に無法も亦甚しい、斯ういふものこそ、長く三塗の苦みをも、受けねば成らぬのである、それを想へば、今一時の死刑に行はるゝ者よりは、却てその死刑を宣告させる所の者の身上を、思ふと尙憫然である」との趣きであらう、されば「見有修行起瞋毒方便破壊競生怨云々」とは、唯單に安樂が、焼け蕘の激語と、ばりもいへまいか。

されど安樂房の此の一語は、我專修念佛の上には、非常なる大影響を起したのである、勿論、古語に「その藥腫睨せざれば、その病癒

へず」といふことも在つて、激藥は一時その病人の爲めには、強い迷惑を掛ける事が在つても、後には大安樂を、與へる基と成ることもある、故に此の安樂房の一語が、必ずしも專修念佛の害にのみ、成つたとはいへまい、されは何故といふに、一應は成るほど、此の安樂の激語に依つて、安樂房も、忽にして六條河原にて斬られて了ひ、その餘憤は、延いて「弟子の罪を師匠に及ぼす」として罪も咎もなき圓滿玉の如き宗祖大師を、島流しの罪にまで、行ふことに成つたのであるから、随分甚しい激藥である、けれども是れが爲めに、得たる利益といふものも、亦大變な事である、先づ第一に安樂房が、六條河原で死刑に處せられたる如き、彼れが命終の態度に依つて、信仰を起したるものも、非常な事である、そのみならず、無實の

罪て殺されるのであるから、之を見たるものは、言ふまでもなく、之を聞き傳へたるものまでが、みな共に同情を寄せて、専修念佛に歸するものは、彌々多く在つたとある、されば安樂房が、仰信の激語は、その人一人だけに就ても、斯る御利益は、在つたのである、そののみならず、宗祖大師が、遠流の後の御利益といふものは、又實に大なるものである、その御利益の本に溯つて見ると、安樂房の激語が、大に與つて力あるものである、それは何故といふに、左の事は勅修御傳の中に、即ち左の如く記されてある。

「安樂死刑に及びて後も、逆鱗なほ止まずして、重ねて弟子の咎を、師匠に及ぼされ、度縁を召し、俗名を下されて、遠流の科に、定められ」云々とある。

さてそこで住蓮安樂の二人をば、念佛勸進の咎に依つて、死刑に處せられたに依ては、世間の人は、みな之に懲りて専修念佛を、行ふものなごは、無く成るであらうと、思ふたのに、豈に計んや、益々専修念佛の與行は、盛んに成るといふ有様で在つたから、恐れ多くも、後鳥羽上皇の御意旨は、聊も行はれずして、却て反對の結果を、見る有様で在つたから、その御腹立ち、益々募つて、今度は、弟子にさういふ者のあるのは、畢竟、師匠の教へ方が悪いのである」といふので、更に再び弟子の科を、師匠に及ぼされ、彌々宗祖大師を、遠流の科と、定めらるゝ事と成つたのである、先づその時に於て、度縁を召すご申て、度縁ごは、出家に成るときに、朝廷より許されたる許し書である、それをその儘にして置いたのでは、罪に行ふの